

ID: 2

担当部署: 総務課

処 分 の 概 要	庁舎の目的外使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市庁舎管理規則 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成19年規則第10号		
【基準】 第5条の規定による。 (庁舎の目的外使用) 第5条 庁舎は,法令その他別に定めがあるもののほか,次条に定めるものを除き,これを目的外に使用してはならない。ただし,使用の目的及び内容が公務の遂行を妨げず,かつ,庁舎の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので,特に市長が許可した場合は,この限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 総務課

処 分 の 概 要	行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市庁舎管理規則 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年規則第10号
【基準】 第6条の規定による。 (許可を要する行為) 第6条 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) 寄附金の募集,保険の勧誘,物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をすること。 (2) 公用又は公共用を目的とするものの以外の張り紙,印刷物,旗,懸垂幕,看板その他これらに類するものを掲示し,又は設置すること。 (3) 公用又は公共用を目的とするものの以外の印刷物,文書,図画,宣伝ビラ等を配布すること。 (4) テント,仮設工作物の設置その他これに類する施設を一時的かつ特別に設けること。 (5) 市の機関以外の者が主催する集会又はこれに類する行為をすること。 (6) 前各号に定めるもののほか,庁舎等を目的外に使用しようとすること。 2 前項の許可を受けようとする者は,庁舎等使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。ただし,同項第2号の許可申請については,当該物件の提出をもって申請書に代えることができる。 3 第1項の許可は,市長が庁舎等使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付して行うものとする。ただし,同項第2号の許可は,当該物件に許可印(第3号様式)の押印をもって許可書に代えることができる。	
標 準 処 理 期 間	5日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市情報公開条例 第11条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成19年条例第11号
【基準】 第5条及び第7条から第11条までの規定による。 (開示請求権) 第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。 (公文書の開示義務) 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。 (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないとされている情報 (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、	

人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて,公にしないとの条件で任意に提供されたものであって,法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質,当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 市及び国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議,検討又は協議に関する情報であって,公にすることにより,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市及び国等が行う事務又は事業に関する情報であって,公にすることにより,次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査,検査,取締り又は試験に係る事務に関し,正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし,若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約,交渉又は争訟に係る事務に関し,市及び国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し,その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し,公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市及び他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し,その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 国等の間における協議,依頼等に基づいて作成し,又は取得した情報であって,公にすることにより,国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうと認められるもの

(7) 公にすることにより,個人の生命,身体,健康,生活,財産,名誉等の保護,犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生ずると認められるもの

(公文書の部分開示)

第8条 実施機関は,開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において,不開示情報に係る部分を容易に,かつ,開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは,その部分を除いて当該公文書の開示をしなければならない。ただし,当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは,この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合であっても,当該情報のうち,氏名,生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより,開示しても,個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは,当該部分を除いた部分は,同号の情報に含まれないものとみなして,前項の規定を適用する。 (公益上の理由による裁量的開示) 第9条 実施機関は,開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても,公益上特に必要があると認めるときは,開示請求者に対し,当該公文書を開示することができる。 (公文書の存否に関する情報) 第10条 開示請求に対し,当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで,不開示情報を開示することとなるときは,実施機関は,当該公文書の存否を明らかにしないで,当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する措置) 第11条 実施機関は,開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは,その旨の決定をし,開示請求者に対し,その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。 2 実施機関は,開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は,開示をしない旨の決定をし,開示請求者に対し,その旨を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は,前2項の決定(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは,当該各項に規定する書面にその理由を記載しなければならない。この場合において,当該公文書の全部又は一部が第7条各号に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは,その期日を付記しなければならない。	
--	--

標準処理期間		開示請求があった日から起算して15日以内(第12条第1項)	
備考			
設定年月日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公民館条例 第6条第1項及び第2項(第13条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第179号
【基準】 第6条及び第7条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可等) 第6条 公民館の施設及び設備並びに備品等(以下「施設等」という。)を使用しようとする者(図書室を使用しようとする者を除く。)は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は,許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,公民館の管理上必要があると認めるときは,使用の許可について条件を付することができる。 (使用の不許可等) 第7条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,公民館の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他公民館の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 3 前項の規定に基づく処分によって使用者に損害が生じてても,市は賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施	

設が暴力団を利用のおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公民館条例 第8条第3項ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第179号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用料は,別表第2のとおりとする。ただし,施設使用料については,南九州市,枕崎市及び南さつま市以外の住民が使用する場合の使用料は,同表の5割増しとし,商用(営利を伴う)として使用する場合の使用料は,同表の10割増しとする。 2 使用者は,前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認める場合は,この限りでない。 3 既納の使用料は,返還しない。ただし,次に掲げる場合は,この限りでない。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で,使用不能になったとき。 (2) 管理者において必要が生じ,許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に,許可の取消し又は許可条件の変更を申し出て,市長がこれを認めたとき。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 15

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公民館条例 第9条
例 規 番 号	平成19年条例第179号
【基準】 第9条及び南九州市公民館条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第5条 条例第9条の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 全額免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 イ 市内の公共的団体が使用するとき。 ウ 公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ その他市長が特に必要と認めるとき。 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市ふれあい保全活動促進施設条例 第7条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成19年条例第22号
【基準】 第7条及び第8条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可) 第7条 ふれあい交流館を利用しようとする者は,あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は,前項の許可に当たり,ふれあい交流館の管理上必要な条件を付することができる。 3 許可を受けた者(以下「利用者」という。)が,許可を受けた事項を変更しようとするときは,指定管理者の承認を受けなければならない。 (利用制限及び取消し等) 第8条 指定管理者は,次の各号のいずれかに該当するときは,ふれあい交流館の利用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。 2 指定管理者は,次の各号のいずれかに該当するときは,許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) 利用者が,許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 利用者が,この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって利用者に損害が生じても,指定管理者はその賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	現状変更の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市ふれあい保全活動促進施設条例 第10条第1項ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第22号
【基準】 第10条の規定による。 (施設等の現状変更禁止) 第10条 利用者は,施設等を模様替えし,又は設備を付加し,その他施設等の現状を変更してはならない。ただし,指定管理者の承認を受けた場合は,この限りでない。 2 前項ただし書の規定により,指定管理者の承認を受けた場合は,利用者は指定管理者の指示に従い,施設等の利用終了後直ちに原状に復さなければならない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市移住・交流お試し居住条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成31年条例第8号
【基準】 第3条及び第4条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用対象者) 第3条 お試し住宅を使用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 移住希望者又は地域間交流を目的とする者 (2) お試し居住に関するアンケート協力、感想等の情報発信ができる者 (3) 暴力団員(南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)でない者 (使用許可) 第4条 お試し住宅を使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認																
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市移住・交流お試し居住条例 第6条第3項ただし書																
例 規 番 号	平成31年条例第8号																
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 お試し住宅の使用料は,次のとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用期間</th><th>料金</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">使用料</td><td rowspan="2">1組</td><td>1泊</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>1日</td><td>500円</td><td>宿泊を伴わない使用</td></tr></table> 2 使用者は,使用料を前納しなければならない。 3 既に納付された使用料は,返還しない。ただし,使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなったとき,又はその他市長が認めるときは,既に納付された使用料の全部又は一部を返還することができる。					区分	単位	使用期間	料金	備考	使用料	1組	1泊	1,000円		1日	500円	宿泊を伴わない使用
区分	単位	使用期間	料金	備考													
使用料	1組	1泊	1,000円														
		1日	500円	宿泊を伴わない使用													
標 準 処 理 期 間	3日																
備 考																	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	使用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市行政財産の使用料徴収条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第56号
【基準】 第6条の規定による。 (使用料等の減免) 第6条 土地又は建物の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは,第4条に規定する使用料の全部又は一部を減額し,又は免除することができる。 (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に使用するとき。 (2) 公共的団体又は公益法人がその事務又は事業のために使用するとき。 (3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。 (4) 前3号に定めるもののほか,市長が必要と認めるとき。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	手数料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市手数料条例 第5条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成19年条例第57号
【基準】 第5条の規定による。 (手数料の減免) 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは,手数料(別表第1第14項に掲げる手数料を除く。以下この条において同じ。)を徴収しない。 (1) 法令の規定により,無料で取扱いをしなければならない場合 (2) 本市の住民から,公費の援助又は扶助を受けるため必要なものとして請求があった場合 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があった場合 (4) 官公署から請求があった場合 (5) 公用で使用する場合 (6) 戸籍に関し,無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき,当該証明の請求があった場合 (7) 鹿児島県屋外広告物条例(昭和39年鹿児島県条例第83号)第9条第1項に規定する変更等の許可及び政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を経た政党,協会その他の団体がはり紙,はり札又は立看板を表示するための許可を受けようとする場合 (8) 前各号に規定するもののほか,市長が特に免除する必要があると認めた場合 2 次の各号に掲げる手数料については,当該各号に定めるものは,行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは,当該手数料を減額し,又は免除することができる。 (1) 別表第1第14項第1号から同項第3号までに掲げる手数料 審理員(行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては,審査庁。次項において同じ。) (2) 別表第1第14項第4号から同項第6号までに掲げる手数料 行政不服審査会	

3 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は,同項の交付を求める際に,併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員又は行政不服審査会に提出しなければならない。 4 前項の書面には,審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を,その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。			
標準処理期間		5日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 税務課

処 分 の 概 要	延滞金の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例 第4条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第58号
【基準】 第4条の規定による。 (延滞金) 第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは、当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。 2 市長は、納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	占用等の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市法定外公共物管理条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成20年条例第5号
【基準】 第5条の規定による。 (占用等の許可) 第5条 法定外公共物において次に掲げる行為(以下「占用等」という。)をしようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ申請し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 敷地又はその上空若しくは地下を占有すること。 (2) 土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の植栽若しくはその伐採をすること。 (3) 工作物を新築し、改築し、又は除却すること。 (4) 流水又は水面を占有すること。 (5) 土石、竹木その他これらに類するものを採取すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物の機能、構造等に支障を及ぼすおそれのある行為又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。 2 市長は、法定外公共物の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	許可期間の更新
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市法定外公共物管理条例 第6条第2項
例 規 番 号	平成20年条例第5号
【基準】 第6条の規定による。 (許可の期間) 第6条 前条第1項の許可の期間は,5年以内とする。ただし,長期にわたり工作物を設置することが必要であると認められる場合にあっては,10年以内とすることができる。 2 前項の期間は,申請により更新することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	権利の譲渡等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市法定外公共物管理条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成20年条例第5号		
【基準】 第11条の規定による。 （権利の譲渡等の制限） 第11条 占有者等は,その許可に基づく権利を他人に譲渡し,若しくは転貸し,又は担保に供してはならない。ただし,市長の承認を受けたときは,この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	道路占用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市法定外公共物管理条例 第13条第2項において準用する南九州市道路占用料徴収条例第3条
例 規 番 号	平成20年条例第5号
【基準】 第13条及び準用する南九州市道路占用料徴収条例第3条の規定による。 (道路占用料) 第13条 道路について第5条第1項第1号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、道路占用料を納付しなければならない。 2 前項の道路占用料の額、徴収方法、減免及び還付については、南九州市道路占用料徴収条例(平成19年南九州市条例第163号)の例による。 (占用料の減免等) 第3条 市長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のため占用するとき。 (3) 他の地方公共団体及びその他の公共団体において公用又は公共用に占用するとき。 (4) 通路を設けるために必要な路端法敷及び側溝上を占用するとき。 (5) 街路灯及び防犯灯を設置するため占用するとき。 (6) 地先から雨水及び汚水を側溝に排水するため必要な排水管の埋設のために占用するとき。 (7) 恒例による松飾、祭日、縁日及び市日のために臨時に占用するとき。 (8) 水管、ガス管等の各戸引込管及びかんがい施設の設置のために占用するとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	道路占用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市法定外公共物管理条例 第13条第2項において準用する南九州市道路占用料徴収条例第4条ただし書
例 規 番 号	平成20年条例第5号
【基準】 第13条及び準用する南九州市道路占用料徴収条例第4条の規定による。 (道路占用料) 第13条 道路について第5条第1項第1号に掲げる行為に係る許可を受けた者は、道路占用料を納付しなければならない。 2 前項の道路占用料の額、徴収方法、減免及び還付については、南九州市道路占用料徴収条例(平成19年南九州市条例第163号)の例による。 (占用料の還付) 第4条 既納の占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その全額又は一部を還付することができる。 (1) 占用者の責めに帰することのできない理由により占用することができなかったとき。 (2) 占用前において占用の取消し又は変更の申出により、市長において相当の理由があると認めたとき。 (3) 道路に関する工事その他道路管理上必要があるとき。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 46

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	利用者負担額の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する 規則 第5条第1項
例 規 番 号	平成27年規則第24号
【基準】 第5条の規定による。 (利用者負担額の減額,免除) 第5条 市長は,満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは,当該利用者負担額を減額し,又は免除することができる。 (1) 災害を受けたとき。 (2) 高額の医療費を要する疾病等にかかったとき。 (3) 死亡したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか,市長が特別の理由があると認めるとき。 2 前項の規定により,利用者負担額の減免を受けようとする者は,利用者負担額減免申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は,前項の申請書を受理したときはその内容を審査し,その結果を利用者負担額減免決定・否決通知書(第2号様式)により,当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。	
標準処理期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 47

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給資格者の登録
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市子ども医療費助成条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第94号
【基準】 第3条及び第5条の規定による。 (助成対象者) 第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は,助成対象の子どものを現に監護している者とする。 (受給資格者の登録) 第5条 助成対象者は,規則で定めるところにより,市長の助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。 2 登録を受けた助成対象者(以下「受給資格者」という。)は,登録事項に変更を生じたときは,速やかに市長に届け出なければならない。この場合において,受給資格者が自ら届け出ることができないときは,その事情を明らかにして,他の者が届け出ることができるものとする。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 48

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	助成金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市子ども医療費助成条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第94号
【基準】 第4条及び第10条の規定による。 (助成) 第4条 市長は、助成対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。ただし、市町村民税非課税世帯の助成対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金については、病院、診療所、薬局その他の療養機関に助成金を支給することによって行う。 2 助成金の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額に相当する額とする。 3 前項の場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって当該助成対象者の一部負担金とみなす。 (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付 (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費 (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付 (4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付 4 前項の規定にかかわらず、市長は、助成対象者が当該助成に係る医療費に関し医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。 (助成金額の決定及び支給) 第10条 市長は、前条第1項の申請があったとき又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。	
標準処理期 間	2箇月

備 考			
設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 50

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給資格者証の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市子ども医療費助成条例施行規則 第3条第3項
例 規 番 号	平成19年規則第69号
【基準】 第3条の規定による。 (受給資格者証の交付等) 第3条 市長は,第2条の申請があったときは,その内容を審査し,相当と認めるときは,子ども医療費助成金受給資格者台帳(第2号様式又は第3号様式)に登録及び所要事項の記載を行うとともに,子ども医療費助成金受給資格者証(第4号様式)を作成し,当該申請をした助成対象者に交付する。 2 前項の受給資格者で,条例第2条第6項に規定する世帯については,子ども医療給付受給資格者証(第4号様式の2。以下第4号様式と併せて「資格者証」という。)を作成し,当該申請をした助成対象者に交付する。 3 受給資格者は,資格者証を破損し,汚損し,又は亡失したときは子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出し,資格者証の再交付を受けるものとする。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	受給資格者証の交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第4条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第95号
【基準】 第3条及び第4条の規定による。 (受給資格者) 第3条 この条例に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は,対象者であって,次の各号のいずれにも該当しない者とする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者 (2) 児童福祉施設又は知的障害者援護施設等の入所者で,医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者 (3) 法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている者 (4) 南九州市重度心身障害者医療費助成条例(平成19年南九州市条例第100号)に基づき医療費の助成を受けることができる者 2 前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当するときは,当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は,受給資格者とししない。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。)の前年の所得(1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあっては,前々年の所得とする。以下同じ。)が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき,及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるとき。 ア 前条第2項第2号又は第4号に該当する児童であって,父又は母がない者 イ 前条第2項第6号又は第7号に該当する児童であって,父又は母がない者 ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 エ 前条第2項第8号に該当する児童であって,母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者 オ 前条第2項第9号に該当する児童 (2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親	

家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が,施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が,施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるとき。

3 前項の規定は,震災,風水害,火災その他これらに類する災害により,自己又は所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅,家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額(保険金,損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において,当該損害を受けた月から翌年の7月31日までの医療費の助成については,当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては,適用しないものとする。

(受給資格者証の交付)

第4条 この条例に基づき医療費の助成を受けようとする者は,規則で定めるところにより市長に対し,ひとり親家庭等医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は,前項の申請に基づき審査した結果,申請者により申請された者が受給資格者であると認めたときは,規則の定めるところにより,申請者に受給資格者証を交付する。

3 前項の受給資格者証は,毎年8月1日に更新する。

標準処理期間		14日				
備考						
設定年月日		令和4年2月7日	最終変更年月日	年	月	日

ID: 52

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	助成金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例 第9条
例 規 番 号	平成19年条例第95号
【基準】 第7条及び第9条の規定による。 (助成の範囲) 第7条 市長は,受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金を,保険医療機関等に支払った受給者に対して,ひとり親家庭等医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。 2 助成金の額は,一部負担金の支払額とする。この場合において,受給資格者が受けた保険給付等について,次の各号に掲げる医療に係る給付がなされるときは,受給者が支払った一部負担金から当該医療に係る給付の額に相当する額を減じた額をもって,受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金とみなす。 (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付 (2) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付 (3) 医療保険各法の規定によりなされる高額療養費 (4) 前3号に定めるもののほか,法令の定めによりなされる医療費に係る給付 3 前項の規定にかかわらず,市長は,受給資格者が当該助成に係る医療費に関し保険医療機関等に支払った証明手数料のうち,証明1件につき110円を限度として助成する。 (支給) 第9条 市長は,前条第1項の申請があったときは,その内容を審査して助成金の額を決定し,当該申請に係る受給者に助成金を支給する。	
標準処理期間	1箇月
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処 分 の 概 要	受給資格者証の更新
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則 第3条第3項
例 規 番 号	平成19年規則第70号
【基準】 第3条の規定による。 (受給資格者証の交付等) 第3条 条例第4条第1項の規定による申請は,ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付(更新)申請書(第1号様式。以下「受給資格者証交付(更新)申請書」という。)により行わなければならない。 2 市長は,前項の受給資格者証交付(更新)申請書の提出を受けたときは,適否について審査を行い,適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費受給資格者証交付台帳(第2号様式)に記載し,ひとり親家庭等医療費受給資格者証(第3号様式。以下「受給資格者証」という。)を交付し,不適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費受給資格者証交付(更新)申請却下決定通知書(第4号様式)によりその旨通知するものとする。 3 受給者は,条例第4条第3項に規定する受給資格者証の更新に係る現況届を,毎年8月1日から8月31日までの間に,その年の8月1日における受給者の現況を記載した受給資格者証交付(更新)申請書に受給資格者証及びその他必要な書類を添えて市長に提出し,受給資格の確認を受けなければならない。 4 前項の受給資格の確認を受けていない者は,助成金の支給を受けることができないものとする。	
標準処理期間	1箇月
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 55

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給資格者証の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則 第6条
例 規 番 号	平成19年規則第70号
【基準】 第6条の規定による。 (再交付) 第6条 受給者は,受給資格者証を破損し,又は亡失したときは,市長に対し,ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書(第7号様式)により再交付の申請を行わなければならない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	徴収額の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市老人福祉法施行細則 第16条第1項
例 規 番 号	平成19年規則第71号
【基準】 第16条の規定による。 (徴収額の減免) 第16条 所長は、被措置者又はその主たる扶養義務者が次の各号に掲げる理由により徴収額を納入することが困難であると認めるときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。 (1) 火災、風水害等による災害を受けたとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、所長が必要と認める事由が生じたとき。 2 前項の規定により減額又は減免の申請をしようとする者は、老人ホーム等費用徴収額減額(免除)申請書(第24号様式)を所長に提出しなければならない。 3 所長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要な調査を行い、徴収額の減額又は免除を行うか否かを決定し、その内容を当該申請をした者に通知する。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市老人福祉センター条例 第7条第1項(第14条第2項において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第97号
【基準】 第4条及び第7条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用者の資格) 第4条 老人福祉センターの使用は,市内に居住する65歳以上の高齢者及び老人クラブに加入している者並びに身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者)(以下これらを「高齢者等」という。)とする。 2 市長は,高齢者等の使用に支障がないと認めたときは,前項以外の者の使用を認めることができる。 (使用の許可) 第7条 老人福祉センターの施設を使用しようとするものは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,管理上必要があるときは,前項の許可に際し,条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市老人福祉センター条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第97号
【基準】 第10条及び南九州市老人福祉センター条例施行規則第3条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、公益上その他特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第3条 条例第10条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるところによる。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催する行事等に使用するとき。 イ 公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が共催し、又は後援して使用するとき。 イ アに掲げるもののほか、特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、老人福祉センター使用料減額(免除)申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市老人福祉センター条例 第11条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第97号
【基準】 第11条の規定による。 （使用料の不還付） 第11条 既納の使用料は,還付しない。ただし,使用者の責めによらないときは,この限りでない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 65

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	徴収金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害福祉サービス等の措置に要する費用徴収規則 第4条
例 規 番 号	平成19年規則第80号
【基準】 第4条の規定による。 (徴収金の額の特例) 第4条 市長は,年度の途中において災害,病気その他やむを得ない事由により納入義務者の収入又は必要経費に著しい変動が生じたため,当該納入義務者が徴収金を支払うことが困難であると認めるときは,当該徴収金を減免することができる。 2 前項の規定により徴収金の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は,障害福祉サービス等措置に係る徴収金減額・免除申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。 3 市長は,第1項の規定により徴収金を減免することを決定したとき,又は減免しないことを決定したときは,その旨を障害福祉サービス等措置に係る徴収金減額・免除決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 66

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給資格者の登録
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市重度心身障害者医療費助成条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第100号
【基準】 第5条の規定による。 (受給資格者の登録) 第5条 対象者又はその保護者(対象者に保護者がいるときに限る。次項において同じ。)は,規則で定めるところにより,市長の重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。 2 登録を受けた対象者又はその保護者(以下「受給資格者」と総称する。)は,登録事項に変更を生じたときは,速やかに市長に届け出なければならない。この場合において,受給資格者が自ら届け出ることができないときは,その事情を明らかにして,他の者が届け出ることができるものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

処 分 の 概 要	助成金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市重度心身障害者医療費助成条例 第8条
例 規 番 号	平成19年条例第100号
【基準】 第3条、第4条及び第8条の規定による。 (助成) 第3条 市長は,対象者が受けた保険給付等(第2条第1項第4号に規定する者にあつては入院に係るものを除く。)に係る一部負担金を医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーションに支払った対象者又はその保護者に対して,重度心身障害者医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。 2 助成金の額は,一部負担金の支払額とする。この場合において,当該対象者が受けた保険給付等について,次に掲げる給付がなされるときは,当該対象者又はその保護者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって,当該対象者が受けた一部負担金とみなす。 (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付 (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費 (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により支給される高額療養費 (4) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる附加給付 (5) 前各号に定めるもののほか,法令の定めによりなされる医療に係る給付 (助成の制限) 第4条 重度心身障害者の前年の所得(1月から9月までの間に受けた医療に係る助成金については,前前年の所得とする。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えるとき,又は現にその重度心身障害者と生計を同じくするその重度心身障害者の配偶者若しくはその重度心身障害者の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。)のうちいずれかの者の前年の所得が,施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは,支給しない。 2 この条例において,「所得」とは,地方税法(昭和25年法律第226号)第4条第2項第1号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。	

(助成金の支給) 第8条 市長は,前条第1項の申請があったときは,その内容を審査して助成金の額を決定し,当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 69

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給資格者証の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第5条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第81号
【基準】 第5条の規定による。 (受給資格者証の交付等) 第5条 市長は,前条の申請があったときは,その内容を審査し,適当と認めるときは,重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳(第2号様式又は第3号様式。以下「台帳」という。)に登録及び所要事項の記載を行うとともに重度心身障害者医療費助成金受給資格者証(第4号様式。以下「受給資格者証」という。)を当該申請をした対象者又は保護者(以下「受給資格者」という。)に交付する。 2 受給資格者は,受給資格者証を破損し,若しくは汚損し,又は亡失したときは,重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出し,受給資格者証の再交付を受けるものとする。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 70

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	出産育児一時金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市国民健康保険条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第103号
【基準】 第5条の規定による。 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 71

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	葬祭費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市国民健康保険条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第103号
【基準】 第6条の規定による。 (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは,その者の葬祭を行う者に対し,葬祭費として2万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず,葬祭費の支給は,同一の死亡につき,健康保険法,船員保険法,国家公務員共済組合法,地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって,これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	保険料の徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市介護保険条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第104号
【基準】 第10条の規定による。 (保険料の徴収猶予) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。) (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月 (3) 徴収猶予を必要とする理由	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処 分 の 概 要	保険料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市介護保険条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第104号
【基準】 第11条の規定による。 (保険料の減免) 第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料を納付することができないと認められる者に対し、保険料を減免することができる。 (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 (5) 法第63条の規定に該当することとなったとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があること。 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月	

(3) 減免を必要とする理由 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は,その理由が消滅した場合においては,直ちにその旨を市長に申告しなければならない。			
標準処理期間		15日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市保健センター条例 第5条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第106号
【基準】 第5条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可等) 第5条 市長は、保健センターの業務に支障がないと認めるときは、保健センターの施設を研修及び会議等に使用させることができる。ただし、営利を目的とした使用については、この限りでない。 2 前項の規定による使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 3 市長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の使用に際し、条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市保健センター条例 第8条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第106号
【基準】 第8条の規定による。 (使用料の返還) 第8条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において保健センターの運営に支障がないと認めたとき。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市保健センター条例 第9条
例 規 番 号	平成19年条例第106号
【基準】 第9条及び南九州市保健センター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、別に規則に定めるところにより、使用料を免除し、又は減免することができる。 (使用料の減免) 第7条 条例第9条の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 イ 公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ 公共的団体が使用するとき。 ウ 社会教育上特に必要と認めるとき。 エ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、保健センター使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	使用許可の変更等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市保健センター条例施行規則 第4条
例 規 番 号	平成19年規則第92号
【基準】 第4条の規定による。 (使用許可の変更) 第4条 使用の許可を受けた者が当該施設を使用する前に許可事項を変更し,又は取消しをしようとするときは,保健センター使用許可変更・取消許可申請書(第3号様式。以下「変更等申請書」という。)に許可書を添え,使用の日の前日までに市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 85

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例 第6条
例 規 番 号	平成25年条例第21号
【基準】 第3条及び第6条の規定による。 （使用者の範囲） 第3条 処分場を使用できる者は,本市に住所を有するものに限る。 （使用許可） 第6条 処分場を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第4条
例 規 番 号	平成25年条例第35号
【基準】 第3条及び第4条の規定による。 （使用の資格） 第3条 墓地を永代使用(以下「使用」という。)しようとする者は,本市に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし,使用許可を受けた後市外に転籍した者若しくは転住した者又は市長が特に認めた者は,この限りでない。 （使用許可） 第4条 墓地を使用しようとする者は,市長に申請してその許可を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	7日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用料等の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第8条ただし書
例 規 番 号	平成25年条例第35号
【基準】 第8条の規定による。 （使用料等の不還付） 第8条 既納の使用料及び管理料は返還しない。ただし,第16条第1項の場合又は市長が特別の理由があると認めた場合は,この限りでない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 91

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用権の承継の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例 第13条第1項
例 規 番 号	平成25年条例第35号
【基準】 第4条の規定による。 (使用権の承継) 第13条 使用権は,墓地使用者の死亡その他の理由により,当該墓地使用者に代わり祭祀を主宰する者が,市長の許可を受けて承継することができる。 2 前項の規定により使用権を承継しようとする者は,原因発生後速やかに市長にその旨を申請しなければならない。	
標準処理期 間	7日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市火葬場条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第110号
【基準】 第4条の規定による。 （使用許可） 第4条 火葬場を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,前項の許可をするに当たり,火葬場の管理上必要な条件を付することができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 96

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市火葬場条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第110号
【基準】 第6条の規定による。 （使用料の返還） 第6条 既納の使用料は,市長において特別の事由があると認める場合のほかは,これを返還しない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 97

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市火葬場条例 第7条
例 規 番 号	平成19年条例第110号
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の免除) 第7条 市長は,公益上特に必要があると認めるときは,使用料を免除することができる。	
標 準 処 理 期 間	7日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 知覧特攻平和会館

処 分 の 概 要	観覧料及び使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	知覧特攻平和会館条例 第5条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第118号
【基準】 第5条の規定による。 (観覧料及び使用料) 第5条 観覧料及び使用料は,別表のとおりとし,入館及び使用する際に納入しなければならない。ただし,特別の事情がある場合において,市長の承認を得たときは,入館後及び使用後においてこれを納入することができる。 2 市長は,特別の理由があると認めるときは,観覧料及び使用料を減免することができる。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 知覧特攻平和会館

処 分 の 概 要	観覧料及び使用料の返還
例 規 名 根 拠 条 項	知覧特攻平和会館条例 第6条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第118号
【基準】 第6条の規定による。 (観覧料及び使用料の返還) 第6条 既納の観覧料及び使用料は,返還しない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,この限りでない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 知覧特攻平和会館

処 分 の 概 要	出品,寄託及び寄贈の承認
例 規 名 根 拠 条 項	知覧特攻平和会館条例施行規則 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年規則第109号
【基準】 第5条の規定による。 (資料等の出品,寄託及び寄贈の手続) 第5条 平和会館に特攻隊員の遺品や関係資料等の出品,寄託又は寄贈しようとする者は, 出品・寄託・寄贈申込書(第1号様式)を市長に提出し,その承認を受けなければならない。 2 出品又は寄託の遺品や資料等を受け取ったときは,出品・寄託品等預かり証(第2号様式)を交付する。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第6条第1項及び第3項(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第121号
【基準】 第6条及び第10条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第6条 夢郷館の施設等を使用する者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,前項の許可に当たり,夢郷館の施設等の管理上必要な条件を付することができる。 3 許可を受けた者(以下「使用者」という。)が,許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の承認を受けなければならない。 (使用の不許可及び取消し等) 第10条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,夢郷館の施設等の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他夢郷館の施設等の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が,許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が,この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じて,市長は,その賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 107

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第8条ただし書(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第121号
【基準】 第8条及び南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の返還) 第8条 既納の使用料は返還しない。ただし,特別な理由があると市長が認めたときは返還することができる。 (使用料の返還) 第8条 条例第8条の規定により,既納の使用料を返還することができるときは,災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったときとする。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第9条(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第121号
【基準】 第9条及び南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は,特別な理由があると認めたときは使用料を免除し,又は減額することができる。 (使用料の減免) 第9条 条例第9条の規定により,使用料を減免できるとき及びその減免額は,次のとおりとし,総合交流促進施設(ちらん夢郷館)使用料減額(免除)申請書(第4号様式)により市長の許可を得なければならない。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催して使用するとき。 イ 条例第1条の設置目的達成のため,特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が共催し,又は後援して使用するとき。 イ その他市長が特に減額することが必要と認めるとき。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処 分 の 概 要	原状変更の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合交流促進施設(ちらん夢郷館)条例 第12条第1項ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第121号
【基準】 第12条の規定による。 (施設等の原状変更禁止) 第12条 使用者は,施設等を模様替えし,又は設備を付加し,その他施設等の原状を変更してはならない。ただし,市長の承認を受けた場合は,この限りでない。 2 前項ただし書の規定により,市長の承認を受けた場合は,使用者は市長の指示に従い,施設等の使用終了後直ちに原状に復さなければならない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 112

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺農村環境改善センター条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第122号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 農村環境改善センターの施設備品等(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は,市長の許可を受けなければならない。また,許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は,前項の許可を与える場合においては,農村環境改善センターの管理上必要があるときは,その使用について条件を付することができる。 (使用の不許可) 第5条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,農村環境改善センターの使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。 (2) その他農村環境改善センターの管理上支障があると認められるとき。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 115

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺農村環境改善センター条例 第8条
例 規 番 号	平成19年条例第122号
【基準】 第8条及び南九州市川辺農村環境改善センター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の免除) 第8条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。 (使用料の免除) 第5条 条例第8条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除することができる。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2) 市内の公共的団体等が営利を目的としないで各研修室を使用するとき。 (3) 公益上特に必要があると認めるとき。 2 前項第2号に該当する場合に限り、条例別表に定める冷暖房料を徴収する。 3 第1項に規定する使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ使用料免除申請書(第4号様式)を市長に提出し、許可を受けなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 116

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺やすらぎ館条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第124号
【基準】 第6条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (施設等の使用) 第6条 市長は,やすらぎ館の設置目的を効果的に達成するため,第3セクター有限会社川辺やすらぎの郷(以下「使用者」という。)に建物,備品及び附属施設(以下「施設等」という。)の使用を許可し,運営をさせるものとする。 2 市長は,前項の規定により施設等の使用を許可するに当たり,条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 119

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用料の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺やすらぎ館条例 第11条
例 規 番 号	平成19年条例第124号
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の減免又は徴収の猶予) 第11条 市長は,特別の理由により,使用料の減免又は徴収の猶予をすることが必要であると認めるときは,当該使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	利用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活性化施設霜出げんき館条例 第4条第1項(第15条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成21年条例第24号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可) 第4条 霜出げんき館の施設を利用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも,同様とする。 2 市長は,前項の許可をする場合において,霜出げんき館の管理上必要な条件を付することができる。 (利用の制限) 第5条 市長は,次の各号のいずれかに該当すると認めるときは,霜出げんき館の利用を許可しない。 (1) その利用が霜出げんき館の設置の目的に反するとき。 (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) その利用が施設を損傷し,又は滅失するおそれがあるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか,霜出げんき館の管理上支障があるとき。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 121

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活性化施設霜出げんき館条例 第7条(第15条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成21年条例第24号		
【基準】 第7条の規定による。 (特別の設備の制限) 第7条 利用者は,霜出げんき館を利用するに当たって,特別の設備をし,又は備付けの物品以外を利用する場合は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標 準 処 理 期 間	5日		
備 考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 124

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活性化施設霜出げんき館条例 第10条
例 規 番 号	平成21年条例第24号
【基準】 第10条及び南九州市地域活性化施設霜出げんき館条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第6条 条例第9条の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して利用するとき。 イ 公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合。ただし、この場合冷暖房施設の使用料については、この限りでない。 ア 市又は市の機関が後援して利用するとき。 イ 公共的団体が利用するとき。 ウ 社会教育上特に必要と認めるとき。 エ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、霜出げんき館使用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活性化施設霜出げんき館条例 第11条ただし書
例 規 番 号	平成21年条例第24号
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の不還付) 第11条 既納の使用料は,返還しない。ただし,市長は,次の各号のいずれかに該当すると認めるときは,その全部又は一部を還付することができる。 (1) 霜出げんき館の管理上特に必要があるため,市長が利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由により,霜出げんき館の施設等を利用することができないとき。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市颯娃農業開発研修センター条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第129号
【基準】 第6条及び第8条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可等) 第6条 研修センターの施設及び附属器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,管理上必要と認めるときは,前項の許可に際し,条件を付けることができる。 3 市長は,研修センターを使用しようとする者が,次の各号のいずれかに該当するときは,使用を許可しないことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反すると認めるとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか,市長が必要と認めるとき。 (使用制限及び取消し等) 第8条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,研修センターの使用を許可しない。 (1) 公安,風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は器具等を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか,市長が管理上支障があると認めるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,使用許可を取り消し,又は使用を制限し,若しくは停止させることができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用条件又は市長の指示した事項に違反したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか,管理上特に必要があるとき。 3 前項第1号又は第2号の規定により許可を取り消し,又は使用を制限し,若しくは停止した場合において使用者に損害を生じて,市は賠償の責めを負わないものとする。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施	

設が暴力団を利用のおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市額娃農業開発研修センター条例 第10条第1項ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第129号
【基準】 第10条及び南九州市額娃農業開発研修センター条例施行規則第6条の規定による。 (使用料) 第10条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、これを減額し、又は免除することができる。 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて使用を中止した場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。 (使用料の減免) 第6条 条例第10条第1項の規定により使用料の減額し、又は免除する場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 市及び市の公的機関の使用 (2) 農業者団体及びその他の団体の使用で、市長が特に必要と認めた場合 2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ額娃農業開発研修センター使用料免除(減額)申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の規定に基づく使用料減免申請を適正と認めたときは、額娃農業開発研修センター使用料免除(減額)通知書(第2号様式)を交付する。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 130

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市潁娃農業開発研修センター条例 第10条第2項ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第129号
【基準】 第10条及び南九州市潁娃農業開発研修センター条例施行規則第7条の規定による。 (使用料) 第10条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、これを減額し、又は免除することができる。 2 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて使用を中止した場合は、使用料の全部又は一部を返還することができる。 (使用料の返還) 第7条 条例第10条第2項ただし書の規定による使用料を返還できる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 使用者が、自己の責めによらない理由で使用できなくなったとき。 (2) 使用しようとする日の3日前までに、使用の取消しをしたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき。 2 使用料の返還を受けようとする者は、南九州市潁娃農業開発研修センター使用料還付申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の規定に基づく使用料還付申請を適正と認めたときは、潁娃農業開発研修センター使用料還付通知書(第3号様式)を交付する。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 136

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農業経営基盤確立研修施設条例 第2条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第130号
【基準】 第2条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (施設使用) 第2条 市長は、施設の設置目的を効率的に達成するため、公益社団法人南九州市農業公社（以下「公社」という。）に施設の使用を許可し、運営させるものとする。 2 公社は、施設を使用し、新規就農者研修事業（以下「研修」という。）を行うものとする。 3 公社は、研修を実施するに当たり、研修に係る実施要領を定めなければならない。この場合、あらかじめ市長と協議するものとする。 4 市長は、第1項の規定により施設の使用を許可するに当たり、条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。）は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農産物処理加工施設条例 第4条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成26年条例第26号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可) 第4条 農産物処理加工施設を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,前項の許可に当たり,農産物処理加工施設の管理上,必要な条件を付することができる。 3 許可を受けた者(以下「使用者」という。)が,許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の承認を受けなければならない。 (使用の不許可等) 第5条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,農産物処理加工施設の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) その他農産物処理加工施設の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても,市はその賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農産物処理加工施設条例 第8条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成26年条例第26号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用料は,別表に定めるとおりとする。 2 使用者は,別に規則で定める場合を除き,使用料を前納しなければならない。 3 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当すると認める場合は,その全部又は一部を還付することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により,使用不能となったとき。 (2) 市又は市の機関の必要により許可を取り消したとき。 (3) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において,相当の理由があると認められるとき。			
標準処理期間	3日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農産物処理加工施設条例 第9条
例 規 番 号	平成26年条例第26号
【基準】 第9条及び南九州市農産物処理加工施設条例施行規則第6条の規定による。 （使用料の免除） 第9条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。 （使用料の免除） 第6条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を免除することができる。 （1） 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 （2） 前号に掲げる場合のほか、市長が公益上特に必要があると認めたとき。 2 前項に規定する使用料の免除を受けようとする者は、農産物処理加工施設使用料免除申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 143

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	現状変更の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農産物処理加工施設条例 第10条第1項ただし書
例 規 番 号	平成26年条例第26号
【基準】 第10条の規定による。 （施設等の現状変更禁止） 第10条 使用者は、施設等を模様替えし、又は設備を付加し、その他施設等の現状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。 2 前項ただし書の規定により、市長の承認を受けた場合は、使用者は市長の指示に従い、施設等の使用終了後直ちに原状に復さなければならない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市畑の郷水土利館条例 第6条(第18条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第132号
【基準】 第6条及び第7条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第6条 水土利館を使用しようとする者は,市長の許可を受けなければならない。 (使用の制限及び取消し等) 第7条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,水土利館の使用を許可しないことができる。 (1) 公安,風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は器具等を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 感染症等に感染しているおそれがあると認められるとき。 (4) その団体の構成員が集团的に,又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは使用を取り消し,又は使用を制限し,若しくは停止することができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が使用条件又は市長の指示した事項に違反したとき。 (3) その他管理上特に必要があるとき。 3 前項第1号及び第2号の規定により許可を取り消し,又は使用を制限し,若しくは停止した場合において,使用者に損害を生じてても市は賠償の責めを負わないものとする。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	使用料及び観覧料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市畑の郷水土利館条例 第9条
例 規 番 号	平成19年条例第132号
【基準】 第9条及び南九州市畑の郷水土利館条例施行規則第3条の規定による。 (使用料及び観覧料の減免) 第9条 市長は,特別な理由があると認めるときは,使用料及び観覧料を減額し,又は免除することができる。 (使用料及び観覧料の減免) 第3条 条例第9条の規定に基づき使用料及び観覧料を減額し,又は免除することができる場合は,次に定めるところによる。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し,又は共催して使用するとき。 イ 市内の幼稚園,保育所等,小学校,中学校及び高等学校が主催する行事又は教育目的で使用するとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ 市内の公共的団体が営利を目的としないで使用するとき。 ウ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 条例第9条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は,自己の身分を証するものを提示し,畑の郷水土利館使用料及び観覧料減免申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は,前項の申請書を審査し公益上その他特に必要と認めるときは,畑の郷水土利館使用料及び観覧料減免許可証(第3号様式)を交付するものとする。	
標準処理期間	3日

備 考			
設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	使用料及び観覧料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市畑の郷水土利館条例 第10条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第132号
【基準】 第10条の規定による。 (使用料及び観覧料の不還付) 第10条 既に納付した使用料及び観覧料は,還付しない。ただし,天災その他使用者の責めに帰することなく使用できなくなったときなど,市長が特別な理由があると認めるときは,その一部又は全部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第4条第1項及び第2項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第183号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 農業研修施設を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,農業研修施設の管理上必要があると認めるときは,使用者の許可について条件を付けることができる。 (使用の不許可等) 第5条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,農業研修施設の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他農業研修施設の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が,許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が,この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても,市長はその賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第183号
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の返還) 第9条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において農業研修施設の運営に支障がないと認めたとき。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 153

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第183号
【基準】 第10条及び南九州市総合地域施設(農業研修館)条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第5条 条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2) 市内の公共的団体が営利を目的としないで使用するとき。 (3) 公益上特に必要があると認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 154

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	特別の設備等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市総合地域施設(農業研修館)条例 第11条第1項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第183号
【基準】 第11条の規定による。 (特別の設備) 第11条 使用者が特別の設備を施し,又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,管理上必要と認めるときは,使用者の負担において特別な設備をさせることができる。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第4条第1項及び第2項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第184号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 トレセンを使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,トレセンの管理上必要があると認めるときは,使用者の許可について条件を付けることができる。 (使用の不許可等) 第5条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,トレセンの使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他トレセンの管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が,許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者が,この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても,市はその賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第184号
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の返還) 第9条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合においてトレセンの運営に支障がないと認めたとき。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 160

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第184号
【基準】 第10条及び南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第5条 条例第10条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2) 市内の公共的団体が営利を目的としないで使用するとき。 (3) 公益上特に必要があると認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知覧農業者トレーニングセンター条例 第11条第1項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第184号
【基準】 第11条の規定による。 (特別の設備) 第11条 使用者が特別の設備を施し,又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,管理上必要と認めるときは,使用者の負担において特別な設備をさせることができる。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺ふれあい農園条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第134号
【基準】 第5条及び第6条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第5条 ふれあい農園を使用する者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また,許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は,前項の許可を与える場合において,ふれあい農園の管理上必要があるときは,その使用について条件を付することができる。 (使用の不許可) 第6条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,ふれあい農園の使用を許可しない。 (1) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設等をき損し,又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その他ふれあい農園の管理上支障があると認めるとき。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺ふれあい農園条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第134号
【基準】 第9条の規定による。 （使用料の返還） 第9条 既に納入した使用料は,返還しない。ただし,市長が特別の理由があると認めたときは,この限りでない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	使用期間の更新
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市川辺ふれあい農園条例施行規則 第7条
例 規 番 号	平成19年規則第122号
【基準】 第7条の規定による。 （使用期間の更新） 第7条 使用者は,最初に使用の許可を受けた日から3年を超えない範囲において,1年ごとに使用期間を更新することができるものとし,その手続については前条の規定によるものとする。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	賦課徴収の延期等
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市土地改良事業分担金徴収条例 第7条
例 規 番 号	平成19年条例第135号
【基準】 第7条の規定による。 (賦課徴収の延期等) 第7条 市長は,天災その他特別の事情がある場合に限り,賦課(第3条第3項に規定するものを除く。)の徴収を延期し,又は賦課を減免することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 畜産課

処 分 の 概 要	入牧の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市放牧場条例 第7条第1項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成26年条例第10号
【基準】 第5条及び第7条の規定による。 (入牧の資格) 第5条 放牧場に入牧(肉用牛又は乳用牛を飼養する者が放牧場に放牧することをいう。以下同じ。)することができる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 本市に住所を有し,肉用牛又は乳用牛を飼養する者 (2) 本市以外に住所を有し,肉用牛又は乳用牛を飼養する者で,地域振興上,市長が特に入牧の必要を認める者 (入牧の許可) 第7条 第5条の規定に該当する者で,入牧を希望する者(以下「入牧希望者」という。)は,市長の許可を受けなければならない。 2 入牧希望者の数が入牧可能数を超える場合は,抽選その他の方法により入牧者を決定するものとする。ただし,第5条第1号に該当する入牧希望者を優先させるものとする。 3 市長は,第1項の許可をしたときは,直ちにその旨を当該入牧希望者に通知し,入牧期日及び場所を指定しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 174

担当部署: 畜産課

処 分 の 概 要	入牧料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市放牧場条例 第10条第3項
例 規 番 号	平成26年条例第10号
【基準】 第10条の規定による。 (入牧料) 第10条 入牧料は,次の各号に掲げる区分によりそれぞれ当該各号に定める額の範囲内とする。ただし,乳用牛については,定めた額のそれぞれ40パーセント増額するものとする。 (1) 生後18箇月未満 1日につき270円 (2) 生後18箇月以上 1日につき300円 2 入牧牛の栄養状態を改善する必要があると認めた場合は,濃厚飼料を給飼するものとし,この場合においては,入牧料に濃厚飼料の実費を加算するものとする。 3 市長は,特別な事由があると認める場合は,入牧料を減額し,又は免除することができる。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 畜産課

処 分 の 概 要	優良種畜の指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市優良種畜保留奨励規則 第3条
例 規 番 号	平成20年規則第22号
【基準】 第3条の規定による。 (指定の申請) 第3条 優良種畜の指定を受けようとする者は,優良種畜指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市林道管理条例 第4条第1項
例 規 番 号	令和3年条例第6号
【基準】 第4条の規定による。 (使用許可) 第4条 林道を使用する者は,次に掲げる場合を除いて市長の許可を受けなければならない。 (1) 林産物の搬出又は造林,間伐,伐採その他の森林施業の用に供するとき。 (2) 当該林道を日常生活の用に供するため使用するとき。 (3) 登山,ハイキング,散策等レクリエーションの用に供するとき。 (4) 市が発注する工事や委託業務の用に供するとき。 (5) その他市長が必要と認めるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合を除き,林道の使用を許可することができる。 (1) 前項第1号の目的のための通行に支障を来すおそれがあるとき。 (2) 林道を損傷し,又は汚損するおそれがあるとき。 (3) 林道の通行に危険をもたらすおそれがあるとき。 (4) 林道周辺の自然環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。 3 市長は,林道使用の許可に際し,林道の管理上必要な条件を付することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 耕地林務課

処 分 の 概 要	分担金の減免及び徴収延期
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市治山事業分担金徴収条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第140号
【基準】 第6条の規定による。 (分担金の減免及び徴収延期) 第6条 市長は,天災その他特別の事情により特に必要があると認めた場合は,分担金を減免し,又は分担金の徴収を延期することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	固定資産税の課税免除適用工場等の指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市過疎地域産業開発促進条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第144号
【基準】 第5条及び第7条の規定による。 (特別措置の対象) 第5条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条第1項に規定するものをいう。)を提出する事業者であって、その取得等をした工場、情報サービス業等、農林水産物等販売業に係る施設又は旅館の設備が次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省第31号。以下「省令」という。)第1条第1号に定める期間内に取得等をした生産等設備(特別償却設備を含むものに限る。)であること。 (2) 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)であって、これを構成する固定資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の取得価額の合計額が、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第2項若しくは第28条の9第10項第1号に定める額又は省令第1条第1号に定める額のいずれか高い額を超えるものであること。 (固定資産税の課税免除適用工場等の指定) 第7条 固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は、あらかじめその取得等をしようとする工場、情報サービス業等、農林水産物等販売業に係る施設又は旅館の施設ごとに市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。 2 市長は、指定の際、必要な条件を付することができる。	
標準処理期間	30日

備 考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 184

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	不均一課税適用工場等の指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市半島振興対策実施地域産業開発促進条例 第6条第1項
例 規 番 号	平成30年条例第22号
【基準】 第4条及び第6条の規定による。 (固定資産税の不均一課税の対象) 第4条 固定資産税の不均一課税を受けることができる者は,半島振興対策実施地域内において,半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号)第1条第1号に定める期間内に,同号に規定する特別償却設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し,又は増設する者とする。 (不均一課税適用工場等の指定) 第6条 固定資産税の不均一課税を受けようとする事業者は,その新設又は増設に係る工場等の設備ごとに市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。 2 市長は,指定の際,必要な条件を付することができる。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	固定資産税の課税免除適用工場等の指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市企業立地促進条例 第5条第1項
例 規 番 号	平成24年条例第26号
【基準】 第5条及び第7条の規定による。 (固定資産税の課税免除適用工場等の指定) 第5条 固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は,あらかじめその新設等をしようとする工場等の施設ごとに課税免除適用工場等として,市長の指定(以下「指定」という。)を受けなければならない。 2 市長は,指定の際,必要な条件を付することができる。 (課税免除の対象) 第7条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は,青色申告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第143条又は法人税法(昭和40年法律第34号)第121条第1項に規定するものをいう。)を提出する事業者であって,その新設等をした工場等の設備が次の各号のいずれにも該当するものとし,事業者からの課税免除の申請により市長が課税免除を決定した事業者とする。ただし,南九州市過疎地域産業開発促進条例(平成19年南九州市条例第144号)の規定による固定資産税の課税免除を受けることができる事業者については,この条例による課税免除の対象としない。 (1) 工場等の設置について,市と立地協定を締結し,かつ,用地又は工場等を取得した者で,当該協定書及び土地売買契約書に定める義務等を履行している事業者であること。 (2) 投下固定資産総額が2,700万円以上であること。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 187

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	変更の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市企業立地促進条例 第9条
例 規 番 号	平成24年条例第26号
【基準】 第9条の規定による。 (変更) 第9条 指定事業者は,第5条第1項の指定を受ける際に申請した内容を変更しようとするときは,市長の承認を受けなければならない。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 188

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	地位の承継の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市企業立地促進条例 第10条第2項
例 規 番 号	平成24年条例第26号
【基準】 第10条の規定による。 （地位の承継） 第10条 第5条の規定に基づく工場等の指定を受けた者の地位は,相続,譲渡その他特別な理由があり,指定に係る事業を継続する場合に限り承継することができる。 2 前項の地位の承継に当たっては,あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 196

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	現状変更の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市生産物直売所条例 第10条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第146号
【基準】 第10条の規定による。 (施設の現状変更禁止) 第10条 施設等を模様替えし,又は施設等に付加し,その他施設等の現状を変更してはならない。ただし,管理者の承認を受けた場合は,この限りでない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 199

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市温泉センター条例 第7条第1項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第149号
【基準】 第7条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (休憩用和室等の使用許可) 第7条 休憩用和室又は研修室・集会室(以下「休憩用和室等」という。)を集会その他これに類する催し物等の目的で使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は,前項の許可をするに当たり,条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 200

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市温泉センター条例 第9条
例 規 番 号	平成19年条例第149号
【基準】 第9条及び南九州市温泉センター条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第5条 条例第9条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2) 公益上特に必要があると認めるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 201

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市温泉センター条例 第10条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第149号
【基準】 第10条及び南九州市温泉センター条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の返還) 第10条 原則として既納の使用料は,返還しない。ただし,市長が特別の事情があると認めたときは,この限りでない。 (使用料の返還等) 第6条 条例第10条ただし書に規定する特別の事情は,次の各号のいずれかに該当するときをいう。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。 (2) 前号に掲げるもののほか,市長が特に必要と認めたとき。 2 使用料の返還又は使用期間の延長若しくは使用者の変更を受けようとする者は,使用料返還等申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は,前項の規定に基づく使用料返還等申請を適正と認めたときは,使用料返還等通知書(第5号様式)を交付するものとする。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 203

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	割引券の交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市温泉センター条例施行規則 第7条
例 規 番 号	平成19年規則第132号
【基準】 第7条の規定による。 (割引券の交付) 第7条 本市に住所を有する者で,65歳以上の者及び身体障害者手帳(1級～5級),療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者(以下「障害者手帳所持者」という。)並びに障害者手帳所持者の入浴を介助する者(以下「入浴介助者」という。)に対しては,温泉センター入浴料割引券(第6号様式又は第6号様式の2。以下「割引券」という。)を交付する。 2 前項の割引券の交付を受けようとするときは,あらかじめ温泉センター入浴料割引券交付申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市オートキャンプ森のかわなべ条例 第4条第1項(第15条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第152号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 キャンプ場の施設、設備等(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は、キャンプ場の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり条件を付することができる。 (使用の不許可) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャンプ場の使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その他キャンプ場の管理上支障があると認めるとき。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	1日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 223

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市オートキャンプ森のかわなべ条例 第7条第2項ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第152号
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は,別表に定める額の使用料を現金で前納しなければならない。 2 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,この限りでない。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったとき。 (2) 公益上又は管理上の必要が生じ許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に許可の取り消し,又は許可を受けた事項の変更を申し出て市長がこれを認めたとき。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市オートキャンプ森のかわなべ条例 第8条
例 規 番 号	平成19年条例第152号
【基準】 第8条及び南九州市オートキャンプ森のかわなべ条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の免除) 第8条 市長は,必要があると認めるときは,使用料を免除することができる。 (使用料の免除) 第6条 条例第8条の規定により使用料を免除することができる場合は,次のとおりとする。 (1) 市又は市の機関が主催し,又は共催する行事で施設等を使用するとき。 (2) 公益上特に必要と認めるとき。 2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は,使用料免除申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市都市公園条例 第3条第1項(第27条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第155号
【基準】 第3条の規定による。 (行為の制限) 第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 (1) 物品の販売,募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会,展示会,博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して使用すること。 2 市長は,前項各号に掲げる行為が公衆の公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り,許可を与えることができる。 3 市長は,前項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	有料公園施設使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市都市公園条例 第8条第2項(第19条第2項及び第27条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第155号
【基準】 第8条の規定による。 (有料公園施設) 第8条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。) は,別表第1のとおりとする。 2 有料公園施設を使用しようとする者又は専用使用しようとする者は,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,前項の許可をするに当たっては,有料公園施設の管理上必要な条件を付することができる。 4 市長は,有料公園施設の供用日,供用時間その他施設の供用について必要な事項を定めることができる。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市都市公園条例 第25条(第27条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第155号
【基準】 第25条及び南九州市都市公園条例施行規則第11条の規定による。 (使用料の減免) 第25条 市長は,法第5条第1項,法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第8条第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを使用することができなくなった場合その他市長が必要と認めたときは,別に定めるところにより,使用料の全額又は一部を免除することができる。 (使用料の減免) 第11条 条例第25条の規定によるその他市長が認めたときは,アマチュアスポーツに使用する者が入場料等を徴収しない場合又は特別の事由があると認める場合であり,次に定めるところにより使用料を免除し,又は一部を減額することができる。 (1) 全額免除する場合 ア 市又は市の機関が主催して使用する場合 イ 社会教育上又は公益上特に必要と認めるとき。 ウ 市内の公共団体が施設等を使用するとき。 (2) 5割減額の場合。ただし,この場合照明施設の使用料については,この限りでない。 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ 市長が特に減額することが適当と認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は,公園使用料減免申請書(第11号様式)及び必要な資料を提出し,市長の承認を受けなければならない。	
標準処理期 間	3日

備 考			
設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市都市公園条例 第26条ただし書(第27条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第155号
【基準】 第26条及び南九州市都市公園条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の不還付) 第26条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (使用料の還付及びその請求) 第12条 条例第26条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を還付することができる。 (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由によって、使用することができなくなったとき。 (2) 使用者が使用日前2日までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めたとき。 2 前項の規定により、使用料納付者が使用料の還付を受けようとするときは、公園使用料還付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 233

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市普通公園条例 第4条第1項(第25条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第156号
【基準】 第4条の規定による。 (行為の制限) 第4条 普通公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 (1) 物品の販売,募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会,展示会,博覧会その他これらに類する催しのため普通公園の全部又は一部を独占して使用すること。 2 市長は,前項各号に掲げる行為が公衆の普通公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り,許可を与えることができる。 3 市長は,前項の許可に普通公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	占用等の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市普通公園条例 第5条(第25条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第156号
【基準】 第5条の規定による。 (公園施設の設置若しくは管理又は占用に係る許可) 第5条 普通公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者が、普通公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、次に定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項 ア 申請者の住所、氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び連絡先 イ 公園施設の種類及び数量 ウ 設置の目的 エ 設置の期間 オ 設置の場所 カ 公園施設の構造 キ 公園施設の管理の方法 ク 工事実施の方法 ケ 設置工事の期間 コ 公園の原状回復の方法 サ アからコまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項 (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項 ア 申請者の住所、氏名及び連絡先 イ 公園施設の種類、数量及び所在 ウ 管理の目的 エ 管理の期間 オ 管理の方法 カ アからオまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項	

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは,当該事項 2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて普通公園を占有しようとするときは,次に定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出し,その許可を受けなければならない。ただし,その変更が軽易なものであるときは,この限りでない。 (1) 申請者の住所,氏名及び連絡先 (2) 工作物その他の物件(以下「物件」という。)の種類及び数量 (3) 物件の管理方法 (4) 物件の設置工事の方法 (5) 物件の設置工事の期間 (6) 公園の原状回復の方法 (7) 前各号に掲げるもののほか,市長の指示する事項			
標準処理期間		3日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 235

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	有料公園施設使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市普通公園条例 第11条第2項(第17条第2項及び第25条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成19年条例第156号		
【基準】 第11条の規定による。 (有料公園施設) 第11条 有料公園施設(市の管理する普通公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は,別表第1のとおりとする。 2 有料公園施設を使用しようとする者又は専用使用しようとする者は,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,前項の許可をするに当たっては,有料公園施設の管理上必要な条件を付することができる。 4 市長は,有料公園施設の供用日,供用時間その他施設の供用について必要な事項を定めることができる。			
標準処理期間	3日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 238

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市普通公園条例 第23条(第25条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第156号
【基準】 第23条及び南九州市普通公園条例施行規則第12条の規定による。 (使用料の減免) 第23条 市長は、第4条第1項、第5条又は第11条第2項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらを使用することができなくなった場合その他市長が必要と認めたときは別に定めるところにより、使用料の全額又は一部を免除することができる。 (使用料の減免) 第12条 条例第23条の規定によるその他市長が認めたときとは、アマチュアスポーツに使用する者が入場料等を徴収しない場合又は特別の事由があると認める場合であり、次に定めるところにより使用料を免除し、又は一部を減額することができる。 (1) 全額免除する場合 ア 市又は市の機関が主催して使用する場合 イ 社会教育上又は公益上特に必要と認めるとき。 ウ 市内の公共団体が施設等を使用するとき。 (2) 5割減額の場合。ただし、この場合照明施設の使用料については、この限りではない。 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ 市長が特に減額することが適当と認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、公園使用料減免申請書(第9号様式)及び必要な資料を提出し、市長の承認を受けなければならない。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 239

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市普通公園条例 第24条ただし書(第25条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第156号
【基準】 第24条及び南九州市普通公園条例施行規則第13条の規定による。 (使用料の不還付) 第24条 この条例の規定により納付された使用料については、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (使用料の還付及びその請求) 第13条 条例第24条ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を還付することができる。 (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない理由によって、使用することができなくなったとき。 (2) 使用者が使用日前2日までに使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めたとき。 2 前項の規定により、使用料納付者が使用料の還付を受けようとするときは、公園使用料還付請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	占用料の減免等(道路占用)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市道路占用料徴収条例 第3条
例 規 番 号	平成19年条例第163号
【基準】 第3条の規定による。 (占用料の減免等) 第3条 市長は,道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合は,占用料を減額し,又は免除することができる。 (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のため占用するとき。 (3) 他の地方公共団体及びその他の公共団体において公用又は公共用に占用するとき。 (4) 通路を設けるために必要な路端法敷及び側溝上を占用するとき。 (5) 街路灯及び防犯灯を設置するため占用するとき。 (6) 地先から雨水及び汚水を側溝に排水するため必要な排水管の埋設のために占用するとき。 (7) 恒例による松飾,祭日,縁日及び市日のために臨時に占用するとき。 (8) 水管,ガス管等の各戸引込管及びかんがい施設の設置のために占用するとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか,市長が特に必要があると認めたとき。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	占用料の還付承認(道路占用)		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市道路占用料徴収条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	平成19年条例第163号		
【基準】 第4条の規定による。 (占用料の還付) 第4条 既納の占用料は,還付しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合においては,その全額又は一部を還付することができる。 (1) 占用者の責めに帰することのできない理由により占用することができなかったとき。 (2) 占用前において占用の取消し又は変更の申出により,市長において相当の理由があると認めたとき。 (3) 道路に関する工事その他道路管理上必要があるとき。			
標準処理期間	15日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	延滞金の免除(道路占用)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市道路占用料徴収条例 第6条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第163号
【基準】 第6条及び準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条の規定による。 (督促手数料及び延滞金) 第6条 督促手数料及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)によるものとする。 (延滞金) 第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは,当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に,その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ,年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。 2 市長は,納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認める場合においては,前項の延滞金を免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	占用許可の更新(道路占用)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市道路占用規則 第3条
例 規 番 号	平成19年規則第144号
【基準】 第3条の規定による。 (占用許可の更新) 第3条 占用許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)が占用期間満了後引き続き道路を占有しようとするときは,その期間満了の日20日前までに道路占用許可申請(協議)書(第1号様式)市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 250

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	分担金の減免及び徴収延期(県単急傾斜)		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第9条		
例 規 番 号	平成19年条例第19号		
【基準】 第9条の規定による。 (分担金の減免及び徴収延期) 第9条 市長は,天災その他特別の事情により特に必要があると認めた場合は,分担金を減額し,若しくは免除し,又は分担金の徴収を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	延滞金の免除(県単急傾斜)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第11条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第19号
【基準】 第11条及び準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条の規定による。 (督促手数料及び延滞金) 第11条 督促手数料及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)によるものとする。 (延滞金) 第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは,当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に,その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ,年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。 2 市長は,納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認める場合においては,前項の延滞金を免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 254

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	流水占用料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市準用河川流水占用料等徴収条例 第3条
例 規 番 号	平成19年条例第164号
【基準】 第3条の規定による。 (流水占用料等の減免) 第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する占用等については、流水占用料等を減額し、又は免除することができる。 (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のためにする占用等 (2) 農業のためにする占用等 (3) 水管又はガス管の各戸引込管のためにする占用等 (4) 小規模な通路橋、排水路等のためにする占用等 (5) 電線等の上空横架物のためにする占用等 (6) 前各号に掲げる占用等のほか、市長が特別の理由があると認める占用等	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	占用料等の還付承認(流水占用)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市準用河川流水占用料等徴収条例 第4条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第164号
【基準】 第4条の規定による。 (占用料等の不還付) 第4条 既納の流水占用料等は,還付しない。ただし,河川法施行令(昭和40年政令第14号。以下「政令」という。)第18条第2項第2号に規定する場合のほか,市長が特別の理由があると認めるときは,流水占用料等の額の全部又は一部を還付することができる。	
標 準 処 理 期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	許可期間の更新(流水占用)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市準用河川管理規則 第5条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第145号
【基準】 第5条の規定による。 (許可の期間の更新) 第5条 法第23条及び第24条の許可の期間は,更新することができる。 2 前項の規定により許可の期間を更新しようとする者は,許可の期間満了の日の20日前までに占用等に係る申請の手続をしなければならない。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公営住宅条例 第8条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第166号
【基準】 第6条から第9条までの規定による。 (入居者資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は,次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し,又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。 (2) その者の収入が次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ,それぞれアからウまでに掲げる金額を超えないこと。 ア 特に居住の安定を図るため収入を裁量する必要がある場合として規則に規定する場合 214,000円 イ 公営住宅が,法第8条第1項若しくは同条第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (4) 市税等を滞納していない者であること。ただし,市長が公営住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときは,この限りでない。 (5) 公営住宅に入居しようとする者又はその者と現に同居し,若しくは同居しようとする親族が南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。 2 前項の規定にかかわらず,特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者については,前項第1号の規定は適用しない。	

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等については,第1項第1号,第2号及び第4号の規定は適用しない。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が,当該明渡しに伴い公営住宅に入居の申込みをした場合においては,その者は,前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる公営住宅の入居者は,同項各号(同条第2項に規定する者にあつては,同条第1項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか,当該災害発生の日から3年間は,なお,当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び入居決定通知)

第8条 公営住宅に入居しようとする者は,規則で定めるところにより,市長に入居の申込みをしなければならない。

2 市長は,前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定したときは,当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。

(入居者の選考)

第9条 市長が法第25条第1項の規定により行う公営住宅の入居者の選考は,政令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから抽選その他公正な方法により行うものとする。

2 市長は,政令第7条各号のいずれかに該当する者のうち,老人,心身障害者,寡婦,寡夫若しくは引揚者で市長が定める要件を備えているもの,第5条各号に掲げる理由のある者又は特別の事情があると認める者であつて,速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については,前項の規定にかかわらず,市長が割り当てた公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日		令和4年2月7日	最終変更年月日 年 月 日

ID: 258

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	家賃の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公営住宅条例 第17条(第31条,第33条及び第51条において準用する場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第166号
【基準】 第17条の規定による。 (家賃の減免又は徴収の猶予) 第17条 市長は,次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは,家賃を減免し,又はその徴収を猶予することができる。 (1) 公営住宅の入居者(公営住宅への入居の際に同居した親族及び第13条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外の者を含む。以下この条,第32条第3項及び第41条において同じ。)の収入が著しく低額であること。 (2) 公営住宅の入居者が病気にかかっていること。 (3) 公営住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたこと。 (4) 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が,当該公営住宅建替事業により新たに建設される公営住宅その他の公営住宅に入居すること。 (5) 年度の途中で失業等により収入が変動した場合であって,当該年度中に収入の再認定をすることができない事情があること。 (6) その他前各号に準ずる特別の事情があること。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 262

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	社会福祉法人等に対する使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公営住宅条例 第42条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第166号
【基準】 第42条の規定による。 (社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可) 第42条 市長は,社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省令・建設省令第1号)第2条各号に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が公営住宅を使用して同省令第1条各号に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては,当該社会福祉法人等に対して,公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で,公営住宅を使用させることができる。 2 社会福祉法人等は,前項の規定により公営住宅を使用しようとするときは,規則で定めるところにより,公営住宅の使用目的,使用期間その他公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を市長に提出して,その許可を受けなければならない。 3 市長は,前項の許可(以下この章において「使用許可」という。)に条件を付することができる。 4 市長は,社会福祉法人等から使用許可の申請があった場合において,許可するときはその旨及び公営住宅の使用開始可能日又は使用許可の条件を,許可しないときはその旨及び理由を当該社会福祉法人等に通知するものとする。 5 社会福祉法人等は,使用許可を受けたときは,市長が定める日までに当該公営住宅の使用を開始しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 265

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	みなし特定公共賃貸住宅としての使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公営住宅条例 第48条
例 規 番 号	平成19年条例第166号
【基準】 第48条及び第49条の規定による。 (みなし特定公共賃貸住宅としての公営住宅の使用) 第48条 市長は、公営住宅の所在する区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優良住宅法」という。)第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特優良住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。 (みなし特定公共賃貸住宅の入居者資格) 第49条 前条の規定により公営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、特優良住宅法第3条第4号イ又はロのいずれかに該当する者とする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 268

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公営住宅条例 第53条第3項
例 規 番 号	平成19年条例第166号
【基準】 第53条の規定による。 (駐車場の使用者資格等) 第53条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,公営住宅の敷地を使用することができる者は,次の各号のいずれかに該当する者で,自ら使用するのためのものでなければならない。 (1) 公営住宅の入居者又は同居者 (2) 第41条第2項の許可を受けた社会福祉法人等 (3) みなし特定公共賃貸住宅の入居者又はその同居者 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
標 準 処 理 期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	駐車場の使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公営住宅条例施行規則 第21条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第146号
【基準】 第21条及び南九州市公営住宅条例第53条の規定による。 (駐車場の使用申込み等) 第21条 条例第53条に規定する駐車場の使用を希望する者は,公営住宅駐車場使用申込書(第28号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は,前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは,その旨を公営住宅駐車場使用許可通知書(第29号様式)で通知する。 (駐車場の使用者資格等) 第53条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,公営住宅の敷地を使用することができる者は,次の各号のいずれかに該当する者で,自ら使用するためのものでなければならない。 (1) 公営住宅の入居者又は同居者 (2) 第41条第2項の許可を受けた社会福祉法人等 (3) みなし特定公共賃貸住宅の入居者又はその同居者 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市一般住宅条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第167号
【基準】 第6条から第8条までの規定による。 (入居者資格等) 第6条 一般住宅に入居することができる者は,自ら居住するため住宅を必要とする者で,次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1) 世帯向け住宅については,現に同居し,又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者 (2) 単身向け住宅については,特に市長が認める場合を除き,同居親族がいない者 (3) 災害,不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において一般住宅に入居させることが適当であると市長が認める者 (4) 一般住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で,従業員等の居住を目的に一般住宅を社宅として使用させることが適当であると市長が認める市内の法人 (5) 前各号に定めるもののほか,市長は,必要があると認めるときは,別に入居者の資格を定めることができる。 2 前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当するときは,一般住宅に入居することができない。 (1) 市税等を滞納しているとき。ただし,市長が一般住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときを除く。 (2) 一般住宅に入居しようとする者又はその者と現に同居し,若しくは同居しようとする親族が南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (入居の申込み及び入居決定通知) 第7条 前条に規定する入居資格を有する者で一般住宅に入居しようとするものは,規則で定めるところにより,市長に入居の申込みをしなければならない。	

2 市長は,前項の規定により入居の申込みをした者を一般住宅の入居者として決定したときは,当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。 (入居者の選考) 第8条 市長が行う一般住宅の入居者の選考は,申込みをした者のうちから抽選その他公正な方法により行うものとする。 2 市長は,第5条に規定する者又は特別の事情があると認める者であって,速やかに一般住宅に入居することを必要としている者については,前項の規定にかかわらず,市長が割り当てた一般住宅に優先的に選考して入居させることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	家賃の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市一般住宅条例 第15条
例 規 番 号	平成19年条例第167号
【基準】 第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収の猶予) 第15条 市長は,次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは,家賃を減免し,又はその徴収を猶予することができる。 (1) 一般住宅の入居者(一般住宅への入居の際に同居した親族及び第12条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外の者を含む。)が病気にかかっていること。 (2) 一般住宅の入居者が災害により,著しい損害を受けたこと。 (3) その他前各号に準ずる特別の事情があること。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	市内の法人に対する使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市一般住宅条例 第32条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第167号
【基準】 第32条の規定による。 (市内の法人に対する一般住宅の使用許可) 第32条 条例第6条第1項第4号に規定する市内の法人(以下「市内法人」という。)が一般住宅を社宅として使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする市内法人は,規則で定めるところにより,一般住宅の使用目的,使用期間その他一般住宅の使用に係る事項を記載した申請書に必要書類を添えて,これを市長に提出しなければならない。 3 市長は,前項の許可(以下この章において「使用許可」という。)に当たっては,一般住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で使用許可の条件を付することができる。 4 市内法人は,使用許可を受けたときは,市長が定める日までに当該一般住宅の使用を開始しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市一般住宅条例 第38条第3項
例 規 番 号	平成19年条例第167号
【基準】 第38条の規定による。 (駐車場の使用者資格等) 第38条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,一般住宅の敷地を使用することができる者は,当該入居者又はその同居者であって,自ら使用するためのものでなければならない。 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減免し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 280

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	駐車場の使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市一般住宅条例施行規則 第18条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第147号
【基準】 第18条及び南九州市一般住宅条例第38条の規定による。 (駐車場の使用申込み等) 第18条 条例第38条に規定する駐車場の使用を希望する者は,駐車場使用申込書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は,前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは,その旨を駐車場使用許可通知書(第22号様式)で通知する。 (駐車場の使用者資格等) 第38条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,一般住宅の敷地を使用することができる者は,当該入居者又はその同居者であって,自ら使用するのためのものでなければならない。 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減免し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市特定公共賃貸住宅条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第168号
【基準】 第6条から第8条までの規定による。 (入居者資格等) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。 (1) 所得が規則で定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者 (2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当で、かつ、所得が規則の定める基準に該当する者 (3) 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であって、所得が規則の定める基準に該当する者 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、特定公共賃貸住宅に入居することができない。 (1) 市税等を滞納しているとき。ただし、市長が特定公共賃貸住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときを除く。 (2) 特定公共賃貸住宅に入居しようとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。 (入居の申込み及び入居決定通知) 第7条 前条に規定する入居資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を特定公共賃貸住宅の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。 (入居者の選考)	

第8条 市長が行う特定公共賃貸住宅の入居者の選考は,申込みをした者のうちから抽選その他公正な方法により行うものとする。 2 市長は,第5条に規定する者又は特別の事情があると認める者であって,速やかに特定公共賃貸住宅に入居することを必要としている者については,前項の規定にかかわらず,市長が割り当てた特定公共賃貸住宅に優先的に選考して入居させることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 282

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	家賃の減免又は徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市特定公共賃貸住宅条例 第15条		
例 規 番 号	平成19年条例第168号		
【基準】 第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収の猶予) 第15条 市長は,次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは,家賃を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。 (1) 特定公共賃貸住宅の入居者(特定公共賃貸住宅への入居の際に同居した親族及び第12条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外の者を含む。)が病気にかかっていること。 (2) 特定公共賃貸住宅の入居者が災害により,著しい損害を受けたこと。 (3) 前各号に掲げる場合に準ずる特別の事情があること。			
標準処理期間	15日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	駐車場の使用料の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市特定公共賃貸住宅条例 第33条第3項
例 規 番 号	平成19年条例第168号
【基準】 第33条の規定による。 (駐車場の使用者資格等) 第33条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,特定公共賃貸住宅の敷地を使用することができる者は,当該入居者又はその同居者で,自ら使用するためのものでなければならぬ。 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 287

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	駐車場の使用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市特定公共賃貸住宅条例施行規則 第18条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第148号
【基準】 第18条及び南九州市特定公共賃貸住宅条例第33条の規定による。 (駐車場の使用申込み等) 第18条 条例第33条に規定する駐車場の使用を希望する者は,特定公共賃貸住宅駐車場使用申込書(第19号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は,前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは,その旨を特定公共賃貸住宅駐車場使用許可通知書(第20号様式)で通知する。 (駐車場の使用者資格等) 第33条 車の保管場所(以下「駐車場」という。)として,特定公共賃貸住宅の敷地を使用することができる者は,当該入居者又はその同居者で,自ら使用するのためのものでなければならない。 2 駐車場の使用料は,1台1月当たり520円とする。 3 市長は,特別の事情がある場合において必要があると認めるときは,駐車場の使用料を減額し,若しくは免除し,又はその徴収を猶予することができる。 4 市長は,入居者で組織する団体に管理を委託することができる。 5 前各項に定めるもののほか,駐車場の使用に関し必要な事項は,市長が定める。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活性化住宅条例 第4条において準用する南九州市一般住宅条例第7条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第169号
【基準】 第4条及び第5条並びに準用する南九州市一般住宅条例第7条及び第8条の規定による。 (一般住宅条例の準用) 第4条 地域活性化住宅の管理に関し,この条例に定めのない事項については,南九州市一般住宅条例(平成19年南九州市条例第167号)を準用する。 (入居者資格等) 第5条 地域活性化住宅に入居することができる者は,次の各号のいずれかに掲げる者とする。 (1) 自ら居住するため住宅を必要とする者のうち,現に同居し,又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者 (2) 災害,不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において,地域活性化住宅に入居させることが適当であると市長が認める者 2 前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当するときは,地域活性化住宅に入居することができない。 (1) 市税等を滞納しているとき。ただし,市長が地域活性化住宅の入居についてやむを得ない事情があると認めるときを除く。 (2) 地域活性化住宅に入居しようとする者又はその者と現に同居し,若しくは同居しようとする親族が南九州市暴力団排除条例(平成24年南九州市条例第28号)第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。 3 市長は,第1項の規定にかかわらず,地域の活性化を考慮して入居資格の特例を設けることができる。 (入居の申込み及び入居決定通知) 第7条 前条に規定する入居資格を有する者で一般住宅に入居しようとするものは,規則で定めるところにより,市長に入居の申込みをしなければならない。	

2 市長は,前項の規定により入居の申込みをした者を一般住宅の入居者として決定したときは,当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)にその旨を通知するものとする。 (入居者の選考) 第8条 市長が行う一般住宅の入居者の選考は,申込みをした者のうちから抽選その他公正な方法により行うものとする。 2 市長は,第5条に規定する者又は特別の事情があると認める者であって,速やかに一般住宅に入居することを必要としている者については,前項の規定にかかわらず,市長が割り当てた一般住宅に優先的に選考して入居させることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	家賃の減免又は徴収猶予
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活性化住宅条例 第4条において準用する南九州市一般住宅条例第15条
例 規 番 号	平成19年条例第169号
【基準】 第4条及び準用する南九州市一般住宅条例第15条の規定による。 （一般住宅条例の準用） 第4条 地域活性化住宅の管理に関し,この条例に定めのない事項については,南九州市一般住宅条例(平成19年南九州市条例第167号)を準用する。 （家賃の減免又は徴収の猶予） 第15条 市長は,次に掲げる特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは,家賃を減免し,又はその徴収を猶予することができる。 (1) 一般住宅の入居者(一般住宅への入居の際に同居した親族及び第12条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外の者を含む。)が病気にかかっていること。 (2) 一般住宅の入居者が災害により,著しい損害を受けたこと。 (3) その他前各号に準ずる特別の事情があること。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 292

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	行為の許可(港湾)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市港湾管理条例 第3条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第170号
【基準】 第3条の規定による。 (行為の禁止等) 第3条 何人も、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第9号までに掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。 (1) 港湾区域内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (2) 係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、畜類、車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)を停滞させること。 (3) 港湾区域又は港湾施設内において、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。第8号において同じ。)その他の公衆衛生上有害と認められるものを投棄又は放置すること。 (4) 前3号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。 (5) 爆発物その他の危険物(港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)別表に掲げるものをいう。)を荷役するために、係留施設(当該専用に供するものを除く。)を使用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶に係留すること。 (6) 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障のあるものを係留すること。 (7) 係留施設以外の箇所に船舶に係留すること。 (8) 係留施設において、廃棄物その他公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。 (9) 港湾施設内において、人寄せをし、又は物品を販売すること。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可(港湾)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市港湾管理条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第170号
【基準】 第7条の規定による。 (施設の使用許可) 第7条 港湾施設を使用しようとする者は,市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が,その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2 市長は,前項の許可をするに当たり,必要な条件を付することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 296

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	使用料等の減免(港湾)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市港湾管理条例 第9条
例 規 番 号	平成19年条例第170号
【基準】 第9条及び南九州市港湾管理条例施行規則第14条の規定による。 (使用料等の減免) 第9条 市長は,特別の理由があると認めたときは,使用料等を減額し,又は免除することができる。 (使用料等の減免) 第14条 市長は,次の各号のいずれかに該当すると認めたときは,条例第8条第1項に規定する使用料等を減免することができる。 (1) 港湾の開発を促進し,又は港湾の利用を増進すると認められるとき。 (2) 営利を目的としない公益事業の用に供するとき。 (3) その他特に市長が必要であると認めるとき。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 297

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	使用料等の還付承認(港湾)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市港湾管理条例 第10条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第170号
【基準】 第10条の規定による。 (使用料等の不還付) 第10条 既納の使用料等は,還付しない。ただし,使用者及び占用者等の責めに帰すべき理由がないと市長が認めたときは,この限りでない。	
標準処理期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	許可期間の更新(港湾)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市港湾管理条例施行規則 第9条
例 規 番 号	平成19年規則第152号
【基準】 第9条の規定による。 (許可期間の更新) 第9条 法第37条第1項第1号の許可を受けた者が,許可期間の更新をしようとするときは, 占用期間更新許可申請書(第7号様式)を提出して市長の許可を受けなければならない。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 302

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処 分 の 概 要	施設等の目的外の利用許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市立学校管理規則 第22条第1項
例 規 番 号	平成19年教育委員会規則第9号
【基準】 第22条、第23条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可) 第22条 校長は、施設、設備を目的外に利用させる場合において、その利用期間が7日を超え、又は異例な利用と認められるときは、これを利用しようとする者から提出された施設、設備利用許可申請書(第18号様式)に意見を付して、教育長の承認を受けなければならない。 2 校長は、施設、設備の利用を許可しようとする場合は、必要に応じ、その利用について条件を付することができる。 (利用許可の禁止) 第23条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合においては、校長は、施設、設備の利用の許可を与えてはならない。 (1) 学校教育上支障があるとき。 (2) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき。 (3) 専ら私的営利を目的とするとき。 (4) 施設、設備を損傷する等、その管理上支障があるとき。 (5) その他校長において支障があると認めるとき。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	1日

備 考			
設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 303

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

処 分 の 概 要	入園の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市立幼稚園規則 第7条
例 規 番 号	平成19年教育委員会規則第15号
【基準】 第7条の規定による。 第7条 園長は,入園を希望する幼児について,相当と認めた者について南九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て入園者を決定し,保護者にその旨通知(第2号様式)する。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 306

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	観覧料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例 第8条		
例 規 番 号	平成19年条例第181号		
【基準】 第8条及びミュージアム知覧条例施行規則第3条の規定による。 （観覧料の減免） 第8条 市長は,特別な理由があると認めたときは,観覧料を減額し,又は免除することができる。 （観覧料の減免） 第3条 市長は,条例第8条の規定により,次の各号のいずれかに該当する場合には,観覧料を減免又は免除することができる。 (1) 教育課程に基づく学習活動として,市内の小・中学校の児童生徒及び引率者が観覧するとき (2) 観覧者が前条第2項の優待券又は招待券を持参したとき (3) 前2号に掲げるもののほか,市長が特別な理由があると認めたとき			
標準処理期間	3日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 307

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	観覧料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例 第9条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第181号
【基準】 第9条及びミュージアム知覧条例施行規則第4条の規定による。 （観覧料の還付） 第9条 既納の観覧料は,還付しない。ただし,特別な理由があると認めたときは,還付することができる。 （観覧料の還付） 第4条 条例第9条ただし書の規定により,次の各号のいずれかに該当する場合には,観覧料を還付することができる。 (1) 観覧者の責めに帰すことのできない理由によって観覧できなくなったとき (2) 前号に掲げるもののほか,市長が,特別の理由があると認めたとき	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 308

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第181号
【基準】 第10条及び第11条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第10条 施設等を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (観覧及び使用許可の条件等) 第11条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,観覧及び施設等の使用を許可しないものとする。 (1) 公序良俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 収蔵資料又は施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか,市長が観覧及び使用を不適當と認めるとき。 2 市長は,前条の許可にミュージアムの管理上必要な条件を付することができる。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 311

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例 第14条
例 規 番 号	平成19年条例第181号
【基準】 第14条及びミュージアム知覧条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第14条 市長は,特別な理由があると認めたときは,使用料を減額し,又は免除することができる。 (使用料の減免) 第9条 条例第14条の規定により,使用料を減額し,又は免除することができる場合は,次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し,又は共催して使用するとき。 イ 市内の公共的団体が使用するとき。 ウ 社会教育上又は公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は,施設等使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 312

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	使用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例 第15条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第181号
【基準】 第15条及びミュージアム知覧条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の還付) 第15条 既納の使用料は還付しない。ただし,特別な理由があると認めたときは,還付することができる。 (使用料の還付) 第10条 条例第15条ただし書の規定により,既納の使用料を還付するとき及びその還付額は,次のとおりとする。 (1) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により,施設等の使用ができなくなったとき 使用料の全額 (2) ミュージアムの管理運営上の理由により施設等の使用ができなくなったとき 使用料の全額 (3) 第7条の規定により,使用開始前に,許可の取消し又は許可条件の変更を申し出て,市長がこれを認めたとき 使用開始の日の2日前まで 使用料の8割	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市文化会館条例 第6条第1項及び第2項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第182号
【基準】 第6条及び第7条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第6条 文化会館を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,文化会館の管理上必要があると認めるときは,使用の許可について条件(以下「使用条件」という。)を付することができる。 (使用の不許可等) 第7条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,文化会館の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他文化会館の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が,この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が,許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても,市はその賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市文化会館条例 第11条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第182号
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の返還) 第11条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において文化会館の運営に支障がないと認めたとき。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市文化会館条例 第12条
例 規 番 号	平成19年条例第182号
【基準】 第12条及び南九州市文化会館条例施行規則第9条の規定による。 (使用料の減免) 第12条 市長は、別に規則に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第9条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 イ 市内の公共的団体が使用するとき。 ウ 社会教育上又は公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、文化会館使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処 分 の 概 要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市文化会館条例 第13条第1項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成19年条例第182号		
【基準】 第13条の規定による。 (特別の設備) 第13条 使用者が特別の設備を施し,又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,管理上必要と認めるときは,使用者の負担において特別な設備をさせることができる。			
標準処理期間	5日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市手蓑研修館条例 第4条第1項及び第2項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第185号
【基準】 第4条及び第5条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第4条 研修館を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,研修館の管理上必要があると認めるときは,使用者の許可について条件を付けることができる。 (使用の不許可等) 第5条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,研修館の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他研修館の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 3 前項に基づく処分によって使用者に損害が生じても,市はその賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市手蓑研修館条例 第9条ただし書		
例 規 番 号	平成19年条例第185号		
【基準】 第9条の規定による。 (使用料の返還) 第9条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用者が使用の取消し又は変更を申し出た場合において研修館の運営に支障がないと認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 327

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市手蓑研修館条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第185号
【基準】 第10条及び南九州市手蓑研修館条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 市長は、別に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第5条 条例第10条に規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 (2) 市内の公共的団体等が営利を目的としないで使用するとき。 (3) 公益上特に必要があると認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 328

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	特別の設備等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市手蓑研修館条例 第11条第1項(第16条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成19年条例第185号
【基準】 第11条の規定による。 (特別の設備) 第11条 使用者が特別の設備を施し,又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は,管理上必要と認めるときは,使用者の負担において特別な設備をさせることができる。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 330

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第8条第1項及び第2項(第19条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成21年条例第22号
【基準】 第8条及び第9条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可等) 第8条 ひまわり館の施設及び設備並びに備品等(以下「施設等」という。)を使用しようとする者(図書室を使用しようとする者を除く。)は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは,市長の許可を受けなければならない。 3 市長は,ひまわり館の管理上必要があると認めるときは,使用の許可について条件を付することができる。 (使用の不許可等) 第9条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,ひまわり館の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及びその附属設備を損傷し,又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他ひまわり館の管理上支障があると認められるとき。 2 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 3 前項の規定に基づく処分によって使用者に損害が生じてても,市は賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施	

設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第11条ただし書
例 規 番 号	平成21年条例第22号
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の返還) 第11条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用開始前に,許可の取消し又は許可条件の変更を申し出て,市長がこれを認めたとき。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 334

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第12条
例 規 番 号	平成21年条例第22号
【基準】 第12条及び南九州市市民交流センターひまわり館条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第12条 市長は、別に規則に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第7条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 イ 市内の公共的団体が使用するとき。 ウ 社会教育上又は公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、市民交流センターひまわり館使用料免除(減額)申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 335

担当部署: まちづくり推進課

処 分 の 概 要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市市民交流センターひまわり館条例 第14条(第19条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成21年条例第22号		
【基準】 第14条の規定による。 (原状変更の許可) 第14条 使用者が特別の設備を施し,又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標 準 処 理 期 間	5日		
備 考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市 B & G 海洋センター条例 第6条第1項及び第3項
例 規 番 号	平成19年条例第188号
【基準】 第6条及び第7条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第6条 海洋センターを使用するものは、管理者の許可を受けなければならない。 2 管理者は、海洋センターの管理上必要と認めたときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。 3 許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは管理者の承認を受けなければならない。 (使用の制限及び取消し等) 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及び附属備品等を損傷し、又は水質を汚濁するおそれがあると認められるとき。 (3) その他管理者が管理上支障があると認められるとき。 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者が許可の目的又は条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの条例又は管理者の指示した事項に違反したとき。 (3) 市又は市の機関において特に必要が生じたとき。 3 前項第1号及び第2号の規定により、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても市はその損害の責任を負わないものとする。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

担当部署: 教育委員会事務局 保健体育課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認	
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市 B & G 海洋センター条例 第9条第3項ただし書	
例 規 番 号	平成19年条例第188号	
【基準】 第9条の規定による。 (使用料) 第9条 使用者に対しては,別表に定めるところにより使用料を徴収する。 2 使用料は,前納しなければならない。ただし,管理者が認めたときは,この限りでない。 3 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,使用料の全部又は一部の額を還付することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。 (2) 第7条第2項第3号の規定により許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に許可の取り消し,又は許可の条件の変更を申し出て,管理者がこれを認めたとき。		
標 準 処 理 期 間	3日	
備 考		

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 342

担当部署: 教育委員会事務局 保健体育課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市 B & G 海洋センター条例 第10条
例 規 番 号	平成19年条例第188号
【基準】 第10条及び南九州市 B & G 海洋センター条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 管理者は,特別の必要があると認めたときは,使用料を減額し,又は免除することができる。 (使用料の減免) 第8条 条例第10条の規定により,管理者が特別の必要があると認めたときとは,所長が次の各号のいずれかに該当すると判断したときとし,この場合に限り使用料を減免することができる。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し,又は共催して使用するとき。 イ 公的団体が主催するスポーツ講習会・大会等に使用するときで,市又は市の機関が後援し,社会教育・社会体育の発展上又は公益上特に必要と認めるとき。 (2) 半額を免除する場合 ア 市又は市の機関が後援して行うアマチュアスポーツ活動に使用するとき。 イ 公的団体が主催するスポーツ講習会・大会等に使用するとき。 ウ その他教育上又は公益上特に必要と認めるとき。 2 前項各号の減免を受けようとする者は,第3条第1項の規定の使用許可申請の際,海洋センター使用料減免申請書(第7号様式)を申請書に添えて所長に提出しなければならない。	
標 準 処 理 期 間	1日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 343

担当部署: 教育委員会事務局 保健体育課

処 分 の 概 要	設備等の変更の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市 B & G 海洋センター条例 第11条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第188号
【基準】 第11条の規定による。 (設備の変更禁止) 第11条 使用者は,海洋センター施設を模様替えし,又は設備を付加してはならない。ただし,管理者の承認を受けた場合は,この限りでない。 2 前項ただし書の規定により,模様替えし,又は設備を付加した場合には使用終了後直ちに原状に復さなければならない。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 345

担当部署: 教育委員会事務局 保健体育課

処 分 の 概 要	利用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第7条第1項
例 規 番 号	平成19年教育委員会規則第30号
【基準】 第7条及び第8条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用手続) 第7条 学校開放により施設を利用(子供の遊び場としての利用を除く。)するものは,利用希望日の少なくとも7日以前に,所定の申込書を教育委員会に提出し,あらかじめその許可を受けなければならない。 2 前項の許可は,南九州市に在住し,在勤し,又は在学している者が,10人以上の団体を構成し,かつ,当該団体の監督者として成人が含まれる場合に限り与えるものとする。 (利用の禁止) 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は,開放施設の利用を認めないものとする。 (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し,又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用 (2) 特定の宗教を支持し,又はこれに反対するための利用,その他宗教的活動のための利用 (3) 専ら営利を目的とするための利用 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	15日

備 考			
設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 348

担当部署: 教育委員会事務局 保健体育課

処 分 の 概 要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例 第3条
例 規 番 号	平成19年条例第189号
【基準】 第3条及び南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例施行規則第2条の規定による。 （使用料の免除） 第3条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を免除することができる。 （使用料の免除） 第2条 条例第3条の規定により、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。ただし、屋外照明施設使用料は、この限りでない。 （1） 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 （2） 市内の公共的団体が使用するとき。 （3） 公益上特に免除する必要があると認めるとき。 2 前項各号の使用料の免除を受けようとする者は、使用料免除申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 349

担当部署: 教育委員会事務局 保健体育課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市立学校体育施設開放事業照明施設使用料徴収条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	平成19年条例第189号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用料の不返還) 第4条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,この限りでない。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 (2) 公益上又は管理上の必要が生じ,許可を取り消したとき。 (3) 使用開始前に許可を取り消し,又は許可を受けた事項の変更を申し出て,教育委員会がこれを認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 350

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	現状変更等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市文化財保護条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第190号
【基準】 第10条の規定による。 (現状変更等の制限) 第10条 指定有形文化財又は指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し,又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは,市長の許可を受けなければならない。ただし,現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合,保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は,この限りでない。 2 市長は,前項の許可を与える場合は,その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは,市長は,許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ,又は許可を取り消すことができる。 4 第1項の許可を受けることができなかったことにより,又は第2項の許可の条件を付けられたことにより損失を受けた者に対しては,市は,その通常生ずべき損失を補償する。	
標 準 処 理 期 間	60日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 352

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	現状変更行為の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市伝統的建造物群保存地区保存条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第192号
【基準】 第4条及び第5条の規定による。 (現状変更行為の規制) 第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については,あらかじめ,市長の許可を受けなければならない。 (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築・増築・改築・移転又は除却 (2) 建築物等の修繕,模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更 (4) 木竹の伐採 (5) 土石類の採取 2 前項の規定にかかわらず,同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては,同項の規定による許可を受けることを要しない。 (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築・増築・改築・移転又は除却 ア 仮設の工作物の新築・増築・改築又は移転 イ 水道管・下水道管,井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築・増築・改築・移転又は除却 (3) 次に掲げる木竹の伐採 ア 間伐・枝打ち・整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採 エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 オ 仮植した木竹の伐採 (4) 前3号に掲げるもののほか,次に掲げる行為 ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	

イ 鹿児島県公安委員会及び道路管理者が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築・改築・増築・移転又は除却

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準)に適合しないものについては、同条同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それ等の行為後の伝統的建造物の位置・規模・形態・意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置・規模・形態・意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第5号までの行為についてはそれらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか,当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

標準処理期間	80日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 354

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市顚娃歴史民俗資料館条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第193号
【基準】 第6条及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第6条 歴史民俗資料館を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長の許可を受けたものとする。 (1) 教育活動及び社会学習等の目的で使用する団体 (2) 市長が、調査及び研究のため必要と認めた場合 (3) 市長が、その他特に必要と認めた場合 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は、市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 358

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	給水装置の新設等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市給水条例 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第197号
【基準】 第4条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み) 第4条 給水装置を新設,改造,修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は,あらかじめ公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申し込み,その承認を受けなければならない。 2 前項の申込みに当たり,管理者が必要と認めるときは,利害関係人の同意書等を提出しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 359

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	給水装置工事の設計審査及び工事検査
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市給水条例 第7条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第197号
【基準】 第7条の規定による。 (工事の施行) 第7条 給水装置工事は,管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 2 前項の規定により,指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は,あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け,かつ,工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。 3 第1項の規定により,管理者が工事を施行する場合においては,当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 4 給水装置の新設,改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は,給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。 5 給水装置の新設,改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は,政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 363

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	料金,手数料等の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市給水条例 第35条
例 規 番 号	平成19年条例第197号
【基準】 第35条及び南九州市給水条例施行規程第21条の規定による。 (料金,手数料等の軽減又は免除) 第35条 管理者は,公益上その他特別の理由があると認めたときは,この条例によって納入しなければならない料金,手数料その他の費用を軽減し,又は免除することができる。 (料金等の軽減又は免除) 第21条 条例第35条の規定により軽減し,又は免除できる場合は,次の各号のいずれかに該当するもののうち市長が認めたものに対して行う。 (1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金 (2) 不可抗力による漏水に起因する料金 (3) 前2号に掲げるもののほか,管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの 2 前項の規定により料金の軽減又は免除の申請は,水道料金減免申請書(第9号様式)の提出をもって行う。 3 管理者は,前項の申請書の提出があった場合は,速やかに調査の上,軽減又は免除の処分を決定し,その結果を当該申請者に対し通知するものとする。	
標準処理期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	指定工事業者証の交付及び再交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市指定給水装置工事事業者規程 第6条第1項及び第4項
例 規 番 号	平成19年水道事業管理規程第13号
【基準】 第5条及び第6条の規定による。 (指定の基準) 第5条 管理者は,前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは,同項の指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。 (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり,パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ,パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知,判断及び意思疎通を適正に行うことができない者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して,刑に処せられ,その執行を終わり,又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 第8条の規定により指定を取り消され,その取消しの日から2年を経過しない者 オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 カ 法人であって,その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者がある者 (指定工事業者証の交付) 第6条 管理者は,第4条第1項の指定を行ったときは,速やかに指定工事業者に南九州市指定給水装置工事事業者証(別記様式。以下「指定工事業者証」という。)を交付する。 2 指定工事業者は,事業の廃止を届け出たとき,又は第8条の指定の取消しを受けたときは,指定工事業者証を管理者に返納するものとする。	

3 指定工事業者は,事業の休止を届け出たとき,又は第9条の指定の停止を受けたときは,指定工事業者証を管理者に提出するものとする。 4 指定工事業者は,指定工事業者証を汚損し,又は紛失したときは,再交付を申請することができる。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 366

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	指定の更新
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市指定給水装置工事事業者規程 第6条の2第1項
例 規 番 号	平成19年水道事業管理規程第13号
【基準】 第6条の2の規定による。 (指定の更新) 第6条の2 第4条第1項の指定は,5年ごとにその更新を受けなければ,その期間の経過によって,その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において,同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは,従前の指定は,指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は,なおその効力を有する。 3 前項の場合において,指定の更新がされたときは,その指定の有効期間は,従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前3条の規定は,第1項の指定の更新について準用する。 5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において,管理者は,指定給水工事事業者から指定工事業者証を返納させた上で,新たな指定工事業者証を交付するものとする。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 371

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	料金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	三本松工業団地水道条例 第17条において準用する南九州市給水条例第35条
例 規 番 号	平成19年条例第198号
【基準】 第17条及び準用する南九州市給水条例第35条の規定による。 （料金の軽減又は免除） 第17条 料金の軽減又は免除に関しては,給水条例第35条の規定を準用する。 （料金,手数料等の軽減又は免除） 第35条 管理者は,公益上その他特別の理由があると認めたときは,この条例によって納入しなければならない料金,手数料その他の費用を軽減し,又は免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 373

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	排水設備等の計画の確認及び変更確認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道条例 第7条
例 規 番 号	平成19年条例第157号
【基準】 第7条の規定による。 （排水設備等の計画の確認） 第7条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は,あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて規程で定めるところにより,申請書に必要な書類を添付して提出し,管理者の確認を受けなければならない。 2 前項の申請者は,同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは,あらかじめその変更について書面により届け出ることをもって足りる。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 374

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	排水設備等の工事の検査
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道条例 第9条第1項
例 規 番 号	平成19年条例第157号
【基準】 第9条の規定による。 （排水設備等の工事の検査） 第9条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。 3 前項の検査済証の様式は、規程で定める。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 376

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道条例 第22条
例 規 番 号	平成19年条例第157号
【基準】 第22条の規定による。 (使用料の減免) 第22条 管理者は、公益上のその他特別の理由があると認めたときは、使用料の額を減額し、又は免除することができる。 (使用料等の減免) 第15条 条例第22条の規定による使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合にこれを行うことができる。 (1) 災害等により納入の資力を失ったとき。 (2) その他管理者が特に必要があると認めたとき。 2 使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料(占用料)減免申請書(第14号様式)に必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。 3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、使用料又は占用料の減免の可否を決定し、下水道使用料(占用料)減免決定・不承認通知書(第15号様式)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 378

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	占用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道条例 第27条
例 規 番 号	平成19年条例第157号
【基準】 第27条の規定による。 （占用の許可） 第27条 下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け,継続して下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は,占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし,占用物の設置について,法第24条第1項の許可を受けたときは,その許可をもって占用の許可とみなす。	
標準処理期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 380

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	占用料の還付承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道条例 第29条ただし書
例 規 番 号	平成19年条例第157号
【基準】 第29条の規定による。 （占用料の還付） 第29条 既納の占用料は還付しない。ただし,市の都合により許可を取り消したとき,その他管理者が特別の理由があると認めたときは,この限りでない。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 383

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	占用する権利の譲渡の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道条例施行規程 第19条
例 規 番 号	令和2年公営企業管理規程第4号
【基準】 第19条の規定による。 （占用する権利の譲渡） 第19条 占用の許可に基づく権利は,管理者の承認を受けなければ,これを譲渡することができない。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 384

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	負担金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道及び農業集落排水受益者負担金条例 第7条及び第8条
例 規 番 号	平成19年条例第159号
【基準】 第7条及び第8条の規定による。 (負担金の減免) 第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金を減額し、又は免除することができる。 (1) 係争中の土地建物その他これに準ずる土地建物 (2) 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、減額し、又は免除することがやむを得ないと認められる受益者 (3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる建物に係る受益者 (4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者 (公共施設に対する負担金の減免) 第8条 地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を減額し、又は免除するものとする。 2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。 (1) 地方公共団体がその企業の用に供している建物に係る受益者 (2) 前号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる建物に係る受益者	
標準処理期 間	15日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 387

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	延滞金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水道及び農業集落排水受益者負担金条例 第11条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第159号
【基準】 第11条の規定による。 (延滞金) 第11条 管理者は,第6条第2項による納付期限までに負担金を納付しない者があるときは,当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過する日までの期間については,年7.25パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。 2 管理者は,受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認めた場合は,前項の規定による延滞金を減額し,又は免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 388

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	行為の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市都市下水路条例 第8条第1項及び第2項
例 規 番 号	平成19年条例第160号
【基準】 第8条の規定による。 (行為の制限等) 第8条 次に掲げる行為をしようとする者は,市長の許可を受けなければならない。 (1) 都市下水路に固着し,若しくは突出し,又はこれを横断し,若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること。 (2) 都市下水路の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 2 前項の許可を受けた事項の変更をしようとするときも,同様とする。 3 前2項の規定にかかわらず,主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取り外しの容易なものを設けたときは,市長に届け出なければならない。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 389

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	新設等の承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農業集落排水処理施設条例 第4条
例 規 番 号	平成19年条例第161号
【基準】 第4条の規定による。 (新設等の手続) 第4条 排水設備の新設又は改造若しくは撤去をしようとする者は,あらかじめ公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申請し,その承認を受けなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 390

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	設計審査及び工事検査
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農業集落排水処理施設条例 第5条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第161号
【基準】 第5条の規定による。 (工事の施行) 第5条 排水設備の新設又は改造若しくは撤去工事は,管理者が指定する業者(以下「指定業者」という。)がこれを行うものとする。 2 指定業者は,前項の工事を施行する場合には,設計及び材料についてあらかじめ管理者の審査を受け,かつ,工事が完成したときは,その確認検査を受けなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 392

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市農業集落排水処理施設条例 第13条
例 規 番 号	平成19年条例第161号
【基準】 第13条及び南九州市農業集落排水処理施設条例施行規程第8条の規定による。 (使用料の減免) 第13条 管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第8条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれを行うことができる。 (1) 災害等により納入の資力を失ったとき。 (2) その他管理者が特に必要があると認めたとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、農業集落排水処理施設排水設備使用料減免申請書(第7号様式)に必要な書類を添えて、管理者に申請しなければならない。 3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、使用料の減免の可否を決定し、農業集落排水処理施設排水設備使用料減免決定・不承認通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 394

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	分担金の減免及び徴収延期
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水排水路整備事業分担金徴収条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第162号
【基準】 第6条の規定による。 （分担金の減免及び徴収延期） 第6条 市長は,天災その他特別の事情により特に必要があると認めた場合は,分担金を減額し,若しくは免除し,又は分担金の徴収を延期することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 397

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	延滞金の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市下水排水路整備事業分担金徴収条例 第7条において準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条第2項
例 規 番 号	平成19年条例第162号
【基準】 第7条及び準用する南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第4条の規定による。 (督促及び延滞金) 第7条 督促及び延滞金については,南九州市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成19年南九州市条例第58号)を適用する。 (延滞金) 第4条 第2条の規定により発した督促状に指定した期限までに税外収入金を完納しないときは,当該税外収入金額(1,000円未満の端数があるとき又はその金額の全額が2,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に,その納期限の翌日から納付する日までの期間の日数に応じ,年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については,年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは,その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を加算して徴収する。 2 市長は,納付者が納期限までにその収入金を納付しなかったことについて,やむを得ない理由があると認める場合においては,前項の延滞金を免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 398

担当部署: 農政課

処 分 の 概 要	貸付料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市生産物直売所条例 第6条
例 規 番 号	平成19年条例第146号
【基準】 第6条の規定による。 （貸付料の減免） 第6条 管理者は、公益上その他特に必要があると認めたときは、前条に規定する貸付料を減額し、又は免除することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 400

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	貸付の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域総合整備資金貸付要綱 第15条
例 規 番 号	平成20年告示第25号
【基準】 第15条の規定による。 (貸付けの決定) 第15条 市は,地域総合整備資金の貸付決定に当たって,財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査・検討を参考とすることとし,財団は,当該貸付けが,本告示に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 402

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	有料広告案の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市有料広告掲載要綱 第7条第2項		
例 規 番 号	平成20年告示第82号		
【基準】 第7条の規定による。 (広告案の審査及び決定) 第7条 市長は,前条の申込書を受理したときは,第11条に規定する南九州市有料広告審査委員会の審査に付するものとする。 2 市長は,前項の審査に基づき,広告掲載の可否を決定したときは,その結果を南九州市有料広告掲載決定(却下)通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 404

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	公募型指名競争入札参加者の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公募型指名競争入札実施要綱 第8条
例 規 番 号	平成20年告示第81号
【基準】 第8条の規定による。 (入札参加者の指名) 第8条 委員会は,入札参加資格の有無について確認を行い入札参加資格要件を満たした者のうちから指名する者を決定する。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 405

担当部署: 財政課

処 分 の 概 要	条件付一般競争入札参加者の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市条件付一般競争入札実施要綱 第9条第2項		
例 規 番 号	平成22年告示第97号		
【基準】 第9条の規定による。 (入札参加者の決定) 第9条 市長は,前条の入札参加の申込みがあった者について,速やかに当該申込みの入札参加資格等の有無について審査しなければならない。 2 前項の審査により,資格条件を有することが認められた者は入札参加者として決定し,資格条件を有しないことが認められた者には,その理由を付した入札参加資格対象外通知書(第2号様式)により通知するものとする。ただし,前条第1項ただし書の規定により電子入札システムを利用して申込みを行った者には,前項の審査結果を電子入札システムにおいて競争参加資格確認通知により通知するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	中間前金払認定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市公共工事の対価の中間前金払取扱要綱 第7条第6項
例 規 番 号	平成21年告示第18号
【基準】 第7条の規定による。 (中間前金払の認定方法) 第7条 中間前金払の認定を受けようとする請負者は、中間前金払認定申請書(第1号様式)及び契約書第11条に基づく工事履行報告書(第2号様式。以下「認定資料」という。)を提出するものとする。 2 請負者から中間前金払に係る認定の申請があったときは、当該契約に係る工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費(以下「進捗額」という。)が工事請負代金額の2分の1以上であるかどうかを調査するものとする。この場合において、進捗額の数値に疑義があるときは、当該数値の根拠となる資料の提示等を求めることができるものとする。 3 進捗額の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済の工事材料があるとき又は製造工場等に検査済の工場製品があるときは、契約書第38条の2の規定に準じて、その額を当該工事の出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。 4 進捗額の算定に当たり、設計図書の変更指示書による新規工種等の指示が行われている工事で、変更契約が行われていないものについては、当該新規工種等に係る出来高は調査対象の進捗額に含めないこととする。また、工事請負代金額が減額となる変更指示書については、変更指示に係る工種等が行われていないこととなるので、進捗額に当然含まれないものであるとともに、進捗率(進捗額を工事請負代金額で除した率)を算定する場合の請負代金は認定申請時点での工事請負代金額とする。 5 第2項の調査は、当該工事を担当する監督員が行うこととし、第1項の認定は、当該工事の監督課の長が行うものとする。認定の決裁は、第1項により請負者から提出された認定資料及び第2項後段により提出を求めた資料等により行うものとする。 6 認定資料により調査し、その結果が妥当と認めるときは、市長名を記載し、その公印を押印した中間前金払認定調書(第3号様式)及びその写しを各1部作成し、原本を請負者に交付するとともに、写しを請負者の提出する請求書に添えて当該工事の予算担当課に送付するものとする。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 408-1

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	成年後見人等報酬助成支給可否
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市成年後見人等報酬助成要綱 第6条
例 規 番 号	平成19年告示第30号
【基準】 第6条の規定による。 (支給の可否) 第6条 市長は,前条の申請があった場合は,支給の可否を決定し,その旨を成年後見人等報酬助成決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

【共通担当部署】 福祉課 長寿介護課			
設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 408-2

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	成年後見人等報酬助成支給可否
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市成年後見人等報酬助成要綱 第6条
例 規 番 号	平成19年告示第30号
【基準】 第6条の規定による。 (支給の可否) 第6条 市長は,前条の申請があった場合は,支給の可否を決定し,その旨を成年後見人等報酬助成決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

【共通担当部署】 福祉課 長寿介護課			
設定年月日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 415

担当部署: 福祉事務所

処 分 の 概 要	障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程 第12条第1項
例 規 番 号	平成19年訓令第23号
【基準】 第12条の規定による。 (受給資格を認定した場合の処理) 第12条 前条の規定により審査した結果,受給資格を認定したときは,次により処理するものとする。 (1) 認定番号登載簿に所要事項を記入すること。 (2) 認定請求書の認定年月日欄に認定年月日及び支給開始年月日を記入すること。 (3) 受付処理簿の処理経過欄に認定の旨を記入すること。 (4) 受給者台帳を作成すること。 2 障害児福祉手当及び特別障害者手当認定通知書(第8号様式。以下「認定通知書」という。)を交付するときは,次によるものとする。 (1) 認定通知書と受給者台帳とを照合し,相違がないかどうか確認すること。 (2) 認定通知書を受給者に交付すること。 (3) 受付処理簿の処理経過欄に認定通知書の交付年月日を記入すること。 (4) 受給資格者の死亡等により明らかに受給資格が消滅していることが認められるときは,認定通知書の交付を停止するとともに,受給者台帳の備考欄に交付停止の理由及び交付停止年月日を記入し,当該受給者台帳を支給廃止簿に編入すること。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 416

担当部署: 福祉事務所

処 分 の 概 要	認定請求等却下
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程 第13条
例 規 番 号	平成19年訓令第23号
【基準】 第13条の規定による。 (受給資格を認めなかった場合の処理) 第13条 第11条の規定により審査した結果,受給資格を認めないと決定したときは,次により処理するものとする。 (1) 認定請求書の却下年月日欄に却下年月日を記入すること。 (2) 受付処理簿の処理経過欄に却下の旨を記入すること。 (3) 障害児福祉手当認定請求却下通知書及び特別障害者手当認定請求却下通知書(第9号様式。以下「却下通知書」という。)を請求者等に交付すること。 (4) 受付処理簿の処理経過欄に却下通知書の交付年月日を記入すること。	
標準処理期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 418

担当部署: 福祉事務所

処 分 の 概 要	受給資格喪失
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程 第21条第1項
例 規 番 号	平成19年訓令第23号
【基準】 第21条の規定による。 (受給資格喪失届の処理) 第21条 受給者から障害児福祉手当資格喪失届,特別障害者手当資格喪失届若しくは経過 的福祉手当資格喪失届(第14号様式。以下「資格喪失届」という。)又は障害児福祉手当 死亡届,特別障害者手当死亡届若しくは経過的福祉手当死亡届(第15号様式。以下「死亡 届」という。)の提出を受けたときは,次により処理するものとする。 (1) 受給者台帳の受給資格喪失欄に所要事項を記入し,支給廃止簿に編入すること。 (2) 障害児福祉手当資格喪失通知書,特別障害者手当資格喪失通知書又は経過的福祉 手当資格喪失通知書(第16号様式)を届出人等に交付すること。 2 受給資格を喪失した月以前の月分に係る手当で,まだその者に支払われていない手当 があるときは,次により処理するものとする。 (1) 受給者台帳の受給資格喪失欄に当該所要事項を記入するとともに,備考欄に未支 払の手当がある旨を記入すること。 (2) 受給者台帳の支払記録の金額欄に未支払手当の合計額を記入するとともに,未支 払の手当である旨及び未支払となっている月数を記入すること。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 第5条第3項
例 規 番 号	平成19年告示第44号
【基準】 第5条の規定による。 (対象講座の指定等の手続) 第5条 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書(第1号様式。以下「受講対象講座指定申請書」という。)を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 2 受講対象講座指定申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。 (1) 当該支給対象者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し (2) 当該支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し(当該支給対象者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該支給対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) (3) 当該支給対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類 3 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、次の留意事項等により受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。 (1) 過去に訓練給付金を受給している者については、原則として、支給しないこととするため、受給の有無について確認する。	

(2) 過去に教育訓練給付金を受給した者及び高等職業訓練促進給付金を受給した者については,受給状況を十分聴取して,本事業の利用が資格取得及び適職への就職に真に結び付くと認められる場合は,支給するものとする。 (3) 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合,事前相談等で職歴を把握した上でなお確認が必要な場合等には,住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認するものとする。 4 市長は,対象講座の指定を行った場合には,自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(第3号様式。以下「受講対象講座指定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処 分 の 概 要	自立支援教育訓練給付金支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 第6条第4項
例 規 番 号	平成19年告示第44号
【基準】 第6条の規定による。 (訓練給付金支給の手続) 第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は,自立支援教育訓練給付金支給申請書(第4号様式。以下「支給申請書」という。)を対象教育訓練の受講修了日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。 2 支給申請書に添付すべき書類は,次のとおりとする。 (1) 前条第2項第1号及び第2号に規定する書類 (2) 受講対象講座指定通知書 (3) 教育訓練施設の長の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書 (4) 教育訓練施設の長が,教育訓練経費について発行した領収書 (5) 教育訓練給付金が生算されている場合は,その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」 3 訓練給付金の支給の審査においては,支給開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが,指定を受けていない者のうち,受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり,かつ,支給要件を満たし,受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には,前条第1項の規定にかかわらず,教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。 4 市長は,支給申請書を受理したときは,当該支給申請書が生算要件に該当しているかを審査し,速やかに支給の可否を決定するものとする。 5 市長は,支給の可否の決定を行ったときは,遅滞なくその結果(支給することを決定した場合には,当該支給額も含む。)を当該支給申請者に,自立支援教育訓練給付金決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。 6 前項の規定により,支給決定の通知を受けた支給申請者は,自立支援教育訓練給付金請求書(第6号様式)を市長に提出するものとする。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 429

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入所・養護受託者に委託		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市老人福祉法施行細則 第5条第2項		
例 規 番 号	平成19年規則第71号		
【基準】 第5条の規定による。 （養護受託申出書等） 第5条 施行規則第1条の7の規定による申出は,養護受託申出書(第10号様式)によらなければならない。 2 所長は,前項の規定による養護受託申出書の提出を受けたときは,申出者を養護受託者とすることについて審査を行い,適否を決定し,養護受託者決定(却下)通知書(第11号様式)により,その決定の内容を当該申出者に通知するものとする。この場合において,養護受託者として適当と認めた者については,養護受託者登録簿に登録するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 430

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	費用徴収額減額(免除)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市老人福祉法施行細則 第16条第3項
例 規 番 号	平成19年規則第71号
【基準】 第16条の規定による。 (徴収額の減免) 第16条 所長は,被措置者又はその主たる扶養義務者が次の各号に掲げる理由により徴収額を納入することが困難であると認めるときは,当該徴収額を減額し,又は免除することができる。 (1) 火災,風水害等による災害を受けたとき。 (2) 前号に掲げるもののほか,所長が必要と認める事由が生じたとき。 2 前項の規定により減額又は減免の申請をしようとする者は,老人ホーム等費用徴収額減額(免除)申請書(第24号様式)を所長に提出しなければならない。 3 所長は,前項の申請があったときは,当該申請に係る書類等の審査及び必要な調査を行い,徴収額の減額又は免除を行うか否かを決定し,その内容を当該申請をした者に通知する。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 431

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	通報システム給付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市在宅高齢者緊急通報システム事業実施要綱 第6条
例 規 番 号	平成19年告示第50号
【基準】 第6条の規定による。 (決定及び通知) 第6条 市長は,前条の申請書を受理したときは,速やかにその給付の可否を決定し,通報システム給付決定(却下)通知書(第3号様式)により申請者に通知するとともに,給付を決定したときは,通報システム給付券(第4号様式)を利用者に交付するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 434

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	家族介護用品支給登録
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市家族介護用品支給事業実施要綱 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第53号
【基準】 第5条の規定による。 (介護用品の支給の決定等) 第5条 市長は,前条の規定による申請があったときは,第3条に規定する支給対象者に該当するかどうかを判断した上で,速やかに支給の可否を決定する。 2 市長は,前項の規定により支給の可否を決定したときは,家族介護用品支給決定通知書(第2号様式)により,申請者に対し通知する。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 435

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	高齢者等訪問給食サービス事業利用変更
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市高齢者等訪問給食サービス事業実施要綱 第7条
例 規 番 号	平成19年告示第55号
【基準】 第7条の規定による。 (利用者の決定) 第7条 市長は,前条により申請があったときは,申請者のアセスメント調査を行い,その内容を審査し,本人及びその家族状況等を考慮して事業の要否を決定するとともに,高齢者等訪問給食サービス事業利用(許可・不許可・更新)決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 436

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	ねたきり高齢者等介護用品支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市在宅ねたきり高齢者等介護用品支給要綱 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第57号
【基準】 第6条の規定による。 (支給の決定等) 第6条 市長は,前条に定める申請があったときは,速やかにその内容を審査し,支給の可否を決定するものとする。 2 市長は,前項の定めにより支給の可否を決定したときは,ねたきり高齢者等介護用品支給決定(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。 3 支給の決定を受けた者は,介護用品使用の必要がなくなったときは,速やかに市長に届け出なければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 437

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	生活支援ハウス利用
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市生活支援ハウス運営事業実施要綱 第8条第2項
例 規 番 号	平成19年告示第59号
【基準】 第8条の規定による。 (利用者の決定) 第8条 市長は,前条に規定する申請があったときは,当該申請に係る書類の審査及び当該対象者の生活の状況等を調査し,その必要性を検討した上,利用者の要否を決定するものとする。この場合において,決定に当たっては,必要に応じて地域ケア会議の意見を聴くことができる。 2 市長は,前項の規定により利用の要否を決定したときは,生活支援ハウス利用決定(却下)通知書(第4号様式)により申請をした者に通知するものとする。 3 市長は,第1項の規定により利用を認めたときは,生活支援ハウス利用者台帳(第5号様式)に登録し,生活支援ハウス利用依頼書(第6号様式)により第2条に規定する運営委託先に通知するものとする。 4 受託者は,前項の通知を受けたときは,速やかに生活支援ハウス利用受託書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 439

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	在宅高齢者介護慰労金支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市在宅高齢者介護慰労金支給要綱 第7条
例 規 番 号	平成20年告示第35号
【基準】 第7条の規定による。 (支給の可否) 第7条 市長は,前条に規定する申請があったときは,在宅高齢者介護慰労金支給調査表(第2号様式)によりその内容を審査し,慰労金支給の認定又は申請の却下を決定し,在宅高齢者介護慰労金支給可否決定通知書(第3号様式)により介護者に通知する。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 441

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害福祉サービス措置
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市身体障害者福祉法施行細則 第8条第1項
例 規 番 号	平成19年規則第76号
【基準】 第8条の規定による。 (障害福祉サービスの措置) 第8条 市長は、法第18条第1項に規定する措置(以下「障害福祉サービス措置」という。)を採ることを決定したときは、障害福祉サービス措置決定通知書(第8号様式)を当該障害福祉サービス措置を受ける身体障害者に送付しなければならない。 2 前項の場合において、障害福祉サービス措置を委託しようとするときは、障害福祉サービス措置委託通知書(第9号様式)を委託しようとする者に送付しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 442

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害者支援施設等の入所の措置又は指定医療機関への入院の措置
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市身体障害者福祉法施行細則 第9条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第76号
【基準】 第9条の規定による。 (障害者支援施設等の入所等の措置) 第9条 市長は、法第18条第2項に規定する障害者支援施設等の入所の措置(以下「施設入所措置」という。)又は同項に規定する指定医療機関への入院の措置(以下「指定医療機関入院措置」という。)を採ろうとするときは、必要に応じ、更生相談所の判定を求めなければならない。 2 市長は、施設入所措置を採ることを決定したときは、施設入所措置決定通知書(第10号様式)により、当該施設入所措置を受ける身体障害者に通知しなければならない。 3 前項の場合において、施設入所措置を委託しようとするときは、施設入所措置委託通知書(第11号様式)を施設入所措置を委託しようとする障害者支援施設等に送付しなければならない。 4 市長は、指定医療機関入院措置を採ることを決定したときは、療養等給付券(第12号様式)を、当該指定医療機関入院措置を受ける身体障害者に交付しなければならない。 5 前項の場合において、指定医療機関入院措置を委託しようとするときは、指定医療機関入院措置委託通知書(第13号様式)を指定医療機関入院措置を委託しようとする指定医療機関に送付しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 443

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害福祉サービス措置・施設入所措置・指定医療機関入院措置の変更		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市身体障害者福祉法施行細則 第10条第1項		
例 規 番 号	平成19年規則第76号		
【基準】 第10条の規定による。 (障害福祉サービス措置,施設入所措置又は指定医療機関入院措置の変更等の通知) 第10条 市長は,障害福祉サービス措置,施設入所措置又は指定医療機関入院措置を行った者(以下「被措置者」という。)について,当該措置を変更又は解除することを決定したときは,障害福祉サービス・施設入所・指定医療機関入院措置変更(解除)決定通知書(第14号様式)を当該被措置者に送付しなければならない。 2 前項の場合において,障害福祉サービス措置,施設入所措置又は指定医療機関入院措置を委託したときは,障害福祉サービス・施設入所・指定医療機関入院措置変更(解除)決定通知書を障害福祉サービスを委託した者,施設入所措置を委託した障害者支援施設等又は指定医療機関入院措置を委託した指定医療機関に送付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 444

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害福祉サービス措置
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知的障害者福祉法施行細則 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年規則第77号
【基準】 第4条の規定による。 (障害福祉サービスの措置) 第4条 市長は、法第15条の4に規定する措置(以下「障害福祉サービス措置」という。)を採用することを決定したときは、障害福祉サービス措置決定通知書(第4号様式)を当該障害福祉サービス措置を受ける知的障害者に送付しなければならない。 2 前項の場合において、障害福祉サービス措置を委託しようとするときは、障害福祉サービス措置委託通知書(第5号様式)を委託しようとする者に送付しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 445

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害者支援施設等の入所の措置
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知的障害者福祉法施行細則 第5条第2項
例 規 番 号	平成19年規則第77号
【基準】 第5条の規定による。 (障害者支援施設等の入所等の措置) 第5条 市長は,法第16条第1項第2号に規定する障害者支援施設等の入所の措置(以下「施設入所措置」という。)を採ろうとするときは,必要に応じ更生相談所の判定を求めなければならない。 2 市長は,施設入所措置を採ることを決定したときは,施設入所措置決定通知書(第6号様式)を当該施設入所措置を受ける知的障害者に送付しなければならない。 3 前項の場合において,施設入所措置を委託しようとするときは,施設入所措置委託決定通知書(第7号様式)を施設入所措置を委託しようとする障害者支援施設等に送付しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 446

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害福祉サービス措置・施設入所措置の変更		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市知的障害者福祉法施行細則 第6条第1項		
例 規 番 号	平成19年規則第77号		
【基準】 第6条の規定による。 (障害福祉サービス措置又は施設入所措置の変更等の通知) 第6条 市長は、障害福祉サービス措置又は施設入所措置を行った者(以下「被措置者」という。)について、当該措置を変更又は解除することを決定したときは、障害福祉サービス措置変更決定通知書(第8号様式)、障害福祉サービス措置解除決定通知書(第9号様式)、施設入所措置変更決定通知書(第10号様式)又は施設入所措置解除決定通知書(第11号様式)を当該被措置者に送付しなければならない。 2 前項の場合において、障害福祉サービス措置又は施設入所措置を委託したときは、障害福祉サービス措置変更(解除)通知書(第12号様式)又は施設入所措置変更(解除)通知書(第13号様式)を委託した障害者支援施設等に送付しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 447

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害程度区分認定調査
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第3条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第3条の規定による。 (認定調査) 第3条 法第20条第2項に規定する同条第1項の規定による申請に係る障害者又は障害児(以下「障害者等」という。)についての調査は,障害支援区分認定調査票(第2号様式)に基づき行うものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 448

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	介護給付費等の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第5条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第5条の規定による。 (介護給付費等の支給決定等の通知) 第5条 市長は、法第22条第1項の規定により支給決定等をしたときは、その旨及び当該支給決定等の内容を(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費)支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書(第5号様式)により、支給決定障害者等(法第19条第1項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 449

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	介護給付費等の不支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第6条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第6条の規定による。 (介護給付費等の不支給の決定の通知) 第6条 市長は,法第22条第1項の規定により介護給付費等を支給しないことを決定したときは,その旨を却下決定通知書(第6号様式)により,法第20条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 450

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	介護給付費の支給決定の変更
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第9条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第9条の規定による。 (介護給付費の支給決定等の変更の決定による通知) 第9条 省令第18条第1項又は第34条の45第1項の規定による支給決定等の変更の決定により受給者証の提出を求める通知は,(介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(第9号様式)により行うものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 452

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給者証の再交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第12条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第12条の規定による。 (受給者証の再交付の申請) 第12条 省令第23条第1項又は第34条の50第1項に規定する受給者証の再交付の申請書は,受給者証再交付申請書(第12号様式)とする。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 453

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	特例介護給付費等の支給・不支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第14条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第14条の規定による。 (特例介護給付費等の支給決定等の通知) 第14条 市長は,特例介護給付費等の支給決定をしたとき,又は支給しないことを決定したときは,その旨を特例特定障害者特別給付費支給決定通知書(第14号様式)により支給決定障害者等に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 454

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	介護給付費等の支給割合の変更	
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第16条第2項	
例 規 番 号	平成19年規則第78号	
【基準】 第16条の規定による。 (介護給付費等の額の特例の申請等) 第16条 支給決定障害者等は,法第31条の規定による介護給付費等の支給割合の変更を受けようとするときは,災害等による介護給付費等支給割合変更申請書(第15号様式)により市長に申請しなければならない。 2 市長は,法第31条の規定による介護給付費等の支給割合の変更を決定したとき,又は変更しないことを決定したときは,その旨を災害等による介護給付費等支給割合変更決定(却下)通知書(第16号様式)により支給決定障害者等に通知するものとする。		
標準処理期間	30日	
備考		

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 455

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	計画相談支援給付費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第18条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第18条の規定による。 (計画相談支援給付費の支給決定等の通知) 第18条 省令第34条の54第2項の規定による計画相談支援給付費の支給決定及びその支給期間の通知は,計画相談支援給付費支給決定通知書(第18号様式)により行うものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 457

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	高額障害福祉サービス等給付費の支給・不支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 基準なし	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 458

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	特定障害者特別給付費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第22条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第22条の規定による。 (特定障害者特別給付費の支給の申請) 第22条 省令第34条の3第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の申請書は,特定障害者特別給付費支給申請書(第22号様式)とする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 459

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	特例特定障害者特別給付費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第24条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第24条の規定による。 (特例特定障害者特別給付費の支給の申請) 第24条 省令第34条の4第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給の申請書は,特例特定障害者特別給付費支給申請書(第24号様式)とする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 461

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	自立支援医療(更生医療・育成医療)の支給認定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第29条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第29条の規定による。 (自立支援医療受給者証の交付) 第29条 市長は,法第54条第1項の規定により自立支援医療の支給認定をしたときは,法第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証(更生医療)(第32号様式)又は自立支援医療受給者証(育成医療)(第33号様式)を支給認定障害者等(法第54条第3項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)に交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 462

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	自立支援医療(更生医療・育成医療)の不支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第30条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第30条の規定による。 (自立支援医療の不支給の決定の通知) 第30条 市長は,法第54条第1項の規定により自立支援医療の支給を認定しないときは,その旨を,更生医療にあっては自立支援医療(更生医療)却下決定通知書(第34号様式)により,育成医療にあっては自立支援医療(育成医療)却下決定通知書(第35号様式)により,法第53条第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 463

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	自立支援医療(更生医療・育成医療)の支給認定の変更
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第33条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第33条の規定による。 (自立支援医療の支給認定の変更の決定) 第33条 市長は,法第56条第2項の規定により自立支援医療の支給認定の変更の認定をしたときは,支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求め,医療受給者証に当該認定に係る事項を記載した後,これを返還するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 464

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	医療受給者証及び上限管理表の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第35条第1項		
例 規 番 号	平成19年規則第78号		
【基準】 第35条の規定による。 （医療受給者証及び上限管理表の再交付の申請） 第35条 省令第48条に規定する医療受給者証の再交付の申請書は,更生医療にあっては自立支援医療(更生医療)受給者証等再交付申請書(第39号様式)とし,育成医療にあっては自立支援医療(育成医療)受給者証等再交付申請書(第40号様式)とする。 2 政令第33条第1項,省令第48条第1項から第3項まで及び前項の規定は,上限管理表について準用する。			
標準処理期間		15日	
備考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 466

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	基準該当療養介護医療費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第38条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第38条の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給の申請) 第38条 省令第64条の3第1項に規定する基準該当療養介護医療費の支給の申請書は,基準該当療養介護医療費支給申請書(第45号様式)とする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 467

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	補装具費の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 第40条
例 規 番 号	平成19年規則第78号
【基準】 第40条の規定による。 (補装具費の支給決定等の通知) 第40条 市長は,法第76条第1項の規定により補装具費の支給決定をしたときは補装具費支給決定通知書(第47号様式)により,支給しないことを決定したときは補装具費支給却下決定通知書(第47号様式の2)によりその旨を補装具費支給対象障害者等(同項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。)に通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 468

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	地域活動支援センター機能強化事業(2.型)事業利用
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活動支援センター機能強化事業(Ⅱ型)実施要綱 第5条
例 規 番 号	平成19年告示第61号
【基準】 第5条の規定による。 (利用の承認決定等) 第5条 市長は,前条に規定する申請があったときは,速やかに内容を審査し,利用の可否を決定したときは,事業利用決定・却下通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 469

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	地域活動支援センター機能強化事業(2.型)事業利用変更及び廃止
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域活動支援センター機能強化事業(Ⅱ型)実施要綱 第7条
例 規 番 号	平成19年告示第61号
【基準】 第7条の規定による。 (利用の変更及び廃止) 第7条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、事業利用変更届(第3号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 利用者の住所等を変更した場合 (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合 (3) 利用の中止をしようとする場合	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 471

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	福祉ホーム運営事業指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱 第3条第4項
例 規 番 号	平成20年告示第44号
【基準】 第3条の規定による。 (補助対象等) 第3条 補助金の対象となる社会福祉法人は、法第79条第2項の規定により同条第1項第5号に規定する事業を行う社会福祉法人とする。 2 補助金の対象となる福祉ホームは、福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)に基づき運営されている福祉ホームであって、市の指定を受けたものとする。 3 前項の指定を受けようとする社会福祉法人は、障害者福祉ホーム運営事業指定申請書(第1号様式)(以下「指定申請書」という。)を市長に提出するものとする。 4 市長は、前項の指定申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、指定の可否を決定し、福祉ホーム運営事業指定決定通知書(第2号様式)又は福祉ホーム運営事業指定申請却下決定通知書(第3号様式)により通知するとともに、福祉ホーム運営事業者名簿(第4号様式)に記載するものとする。 5 第2項の指定を受けた社会福祉法人は、指定申請書の内容に変更があった場合は、福祉ホーム運営事業指定変更届(第5号様式)を市長に提出するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 472

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害者移動支援事業利用
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者移動支援事業実施要綱 第6条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第63号
【基準】 第6条の規定による。 (決定及び有効期限) 第6条 市長は,前条の規定による申請書を受理したときは,その内容を審査し,利用の可否を決定したときは,その旨を障害者移動支援事業利用決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに,障害者移動支援事業利用登録者台帳(第3号様式)に登録するものとする。 2 利用の有効期限は,決定を行った日から起算して,最初に到達する3月31日までとする。 この場合において,期間満了後も引き続き利用するときは,期間満了までの1月以内に前条に規定する申請を行わなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 473

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害者移動支援事業利用変更(廃止)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害者移動支援事業実施要綱 第7条第2項
例 規 番 号	平成19年告示第63号
【基準】 第7条の規定による。 (利用の変更及び廃止) 第7条 申請者は、次に掲げる事項に該当するときは、障害者移動支援事業利用変更(廃止)申請書(第4号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 利用者の住所等を変更した場合 (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合 (3) 利用の中止をしようとする場合 2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を障害者移動支援事業利用変更(廃止)決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するとともに、障害者移動支援事業利用登録者台帳に登録するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 474

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	日中一時支援事業利用
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市日中一時支援事業実施要綱 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第65号
【基準】 第5条の規定による。 (決定及び有効期限) 第5条 市長は,前条の規定による申請書を受理したときは,速やかにその内容を審査し,利用の可否を決定したときは,その旨を日中一時支援事業利用決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するとともに,日中一時支援事業利用登録者台帳(第3号様式)に登録するものとする。 2 利用の有効期限は,決定を行った日から起算して,最初に到達する3月31日までとする。 この場合において,期間満了後も引き続き利用するときは,期間満了までの1月以内に前条に規定する申請を行わなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 475

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	日中一時支援事業利用変更(廃止)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市日中一時支援事業実施要綱 第6条第2項
例 規 番 号	平成19年告示第65号
【基準】 第6条の規定による。 (利用の変更及び廃止) 第6条 申請者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業利用変更(廃止)申請書(第4号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。 (1) 前条第1項の規定により事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)の住所等を変更した場合 (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合 (3) 利用の中止をしようとする場合 2 市長は、前項の規定による届出書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定したときは、その旨を日中一時支援事業利用変更(廃止)決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するとともに、日中一時支援事業利用登録者台帳に登録するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 476

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	児童デイサービス利用者負担額助成
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市児童デイサービス利用者負担額助成実施要綱 第5条第1項
例 規 番 号	平成20年告示第23号
【基準】 第5条の規定による。 (助成方法) 第5条 児童デイサービスの助成は,法第21条の5の7第11項に規定する方法で助成するものとする。 2 前項の支払いがあったときは,対象者に対し助成したものとみなす。 3 対象者が児童デイサービスを利用し,その費用の利用者負担分を事業者に支払った場合において,市長が特別な理由があると認めるときは,当該児童デイサービスについて支払われた費用のうち前条に規定する助成額を,当該対象者に支給することができる。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 477

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	助成資格喪失
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市児童デイサービス利用者負担額助成実施要綱 第7条
例 規 番 号	平成20年告示第23号
【基準】 第7条の規定による。 (助成資格の喪失) 第6条 障害児が次の各号のいずれかに該当したときは,助成を受ける資格を失うものとする。 (1) 転出又は死亡したとき。 (2) 施設の入所サービス利用を開始したとき。 (3) 満18歳に達する日の属する月の翌月に至ったとき(ただし,誕生日が月の初日の場合は当月とする。)	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 479

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	障害児保育事業補助金交付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市障害児保育事業補助金交付要綱 第6条第1項
例 規 番 号	平成20年告示第73号
【基準】 第6条の規定による。 (補助金の額等) 第6条 市長は,実施保育所に対して予算の範囲内で,別表に定めるところにより当該事業に要する補助金を交付する。 2 補助金の額は,対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。ただし,その額に1,000円未満の端数があるときは,これを切り捨てるものとする。 3 障害児及び軽度障害児が混在する場合の補助基準額は,障害児の区分の補助基準額を適用する。この場合において,別表障害児の項中「障害児」とあるのは「障害児及び軽度障害児」と読み替えるものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 480

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	日常生活用具給付
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第66号
【基準】 第4条の規定による。 (給付の決定) 第4条 市長は,前条の申請書を受理したときは,当該対象者の障害の状況,家庭経済の状況等を調査し,調査書(第3号様式)を作成し,用具の給付を決定するものとする。 2 市長は,用具の給付を決定した場合は,日常生活用具給付決定通知書(第4号様式)及び日常生活用具給付券(第5号様式)を申請者に交付するものとする。 3 市長は,用具の給付を行わないことを決定した場合は,日常生活用具却下決定通知書(第6号様式)を申請者に交付するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 481

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	小児慢性特定疾患日常生活用具給付申請
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 第3条第1項
例 規 番 号	平成23年告示第184号
【基準】 第3条の規定による。 (用具の給付の申請) 第3条 給付対象者の保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。)で,用具の給付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は,南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書(第1号様式)に,次の書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付意見書(第2号様式) (2) 給付を受けようとする用具の見積書,参考となる書類 (3) 小児慢性特定疾患医療受診券の写し (4) 必要に応じて,給付対象者の属する世帯の扶養義務者すべての所得等に関する状況を確認することができる書類の写し 2 市長は,給付対象者の世帯の状況及び家庭経済の状況等を調査するための関係書類を,申請者に提出させることができる。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 483

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	補装具業者登録
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱 第3条
例 規 番 号	平成19年告示第67号
【基準】 第3条の規定による。 (登録) 第3条 市長は,前条の規定による申請を受けたときは,その内容を審査し,適当と認める場合は補装具業者の登録を行うものとし,登録の可否について補装具業者登録(却下)通知書(第3号様式)により通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 484

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	補装具業者登録の変更
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱 第5条
例 規 番 号	平成19年告示第67号
【基準】 第5条の規定による。 (変更等の届出) 第5条 登録事業者は,登録事項に変更が生じたときは補装具業者登録変更届出書(第4号様式)により,事業の廃止若しくは休止又はその再開にあっては補装具業者事業廃止(休止・再開)届出書(第5号様式)により届け出なければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 487

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	更生訓練費支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市更生訓練費支給事業実施要綱 第6条
例 規 番 号	平成19年告示第68号
【基準】 第6条の規定による。 （支給の決定等） 第6条 市長は,前2条の規定により申請書を受理したときは,その内容を審査し,支給の可否を更生訓練費支給決定(却下)通知書(第4号様式)により,申請者又は施設長に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 488

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	災害弔慰金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市単独災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱 第3条
例 規 番 号	平成19年告示第69号
【基準】 第3条の規定による。 （災害弔慰金の支給方法等） 第3条 災害弔慰金の支給方法等は,条例を準用する。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 489

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	災害見舞金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市単独災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱 第5条
例 規 番 号	平成19年告示第69号
【基準】 第5条の規定による。 (災害見舞金の支給) 第5条 市長は,市民が災害により負傷し,又は住家及び住宅地内に損害を受けた場合は,当該市民に対し,災害見舞金の支給を行うものとする。ただし,住家災害見舞金は世帯単位として支給し,被害者世帯全員が死亡した場合には支給しないものとする。また,住家が賃貸借関係にあるものについては,借家人及び貸家人にそれぞれ災害見舞金の支給を行うものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 490

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	出産育児一時金の直接払及び差額支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市国民健康保険出産育児一時金直接支払制度実施要綱 第4条第1項 及び第5条
例 規 番 号	平成21年告示第135号
【基準】 第4条の規定による。 (支給決定通知) 第4条 市長は,医療機関等から支払機関を通じて専用請求書が提出されたときは,出産育児一時金の支給要件及び請求額を確認のうえ,支給決定を行い,出産育児一時金支給決定通知書(第1号様式)により,世帯主に対し出産育児一時金の支給決定を通知するものとする。 2 市長は,請求額が出産育児一時金の額に満たないときは,世帯主に対し出産育児一時金の差額支給のお知らせを,支給決定通知に併せて行うものとする。 (差額の申請) 第5条 出産育児一時金の差額の支給を受けようとする世帯主は,出産育児一時金差額支給申請書(第2号様式)に医療機関等が交付した出産費用の領収・明細書を添えて市長に申請しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 492

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	診療報酬明細書等の開示		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領 第6条		
例 規 番 号	平成20年告示第109号		
【基準】 第6条の規定による。 (開示,部分開示又は不開示の決定) 第6条 保険医療機関等から当該レセプトについて前条の回答があった場合は,その回答に従って開示,部分開示又は不開示を決定しなければならない。また,保険医療機関等から部分開示の旨回答があった場合にあっては,当該不開示部分を伏した上で開示しなければならない。なお,次に掲げる場合にあっては,当該レセプトについては開示の取扱いとする。 (1) 保険医療機関等に対し照会を行った際に示した回答期限内に当該保険医療機関等から回答がなかった場合において,電話等により回答の要請をしても,なお回答が得られないとき。ただし,主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合は,この限りでない。 (2) 当該保険医療機関等の廃止等の事情により,保険医療機関等に対して前条の照会を行うことができないとき。 (3) 照会の結果,送達不能で返戻された場合において,当該保険医療機関等を管轄する都道府県保険主管課(部)に確認しても,なお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。			
標 準 処 理 期 間	30日		
備 考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 493

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	訪問介護等利用者負担額減額
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱 第5条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第72号
【基準】 第5条の規定による。 (減額の決定) 第5条 市長は,前条の申請があったときは,その内容を審査し,訪問介護等利用者負担額減額の承認又は不承認を決定した場合には,当該申請者に対し訪問介護等利用者負担額減額決定通知書(第2号様式)により通知するとともに,訪問介護等利用者負担額減額認定証(第3号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。 2 認定証には,減額の割合を記載するものとする。 3 認定証の有効期間は,原則として7月1日から翌年の6月30日までの1年間とする。 4 対象者の所得状況の確認については,毎年7月に所得確認又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定の手続を行うものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 494

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱 第6条第3項		
例 規 番 号	平成19年告示第73号		
【基準】 第6条の規定による。 (社会福祉法人等利用者負担軽減確認証) 第6条 軽減を受けようとする者は,社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)(第2号様式)により市長に申請するものとする。 2 市長は,前項に定める申請があったときは,速やかにその内容を審査し,軽減の可否を決定しなければならない。 3 市長は,軽減を決定したときは,社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)(第3号様式。以下「確認証」という。)を交付するものとする。 4 確認証には,軽減の程度を記載するものとする。 5 確認証の有効期間は,当該年度の8月1日から翌年の7月末日までの1年間とする。なお,当該期間中に軽減に該当した場合は,当該日の属する月の初日より,その日以降最も近い7月末日とする。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 495

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	住宅改修支援(理由書作成業務助成)
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支援事業実施要綱 第4条第2項
例 規 番 号	平成19年告示第74号
【基準】 第4条の規定による。 (支給方法) 第4条 理由書作成業務を行った居宅介護支援事業者等は,介護保険住宅改修が必要な理由書作成業務実施表(第1号様式。以下「実施表」という。)を市長に提出するものとする。 2 市長は,前項の実施表が提出された場合,その内容を審査の上助成すべき額を決定し,介護保険住宅改修が必要な理由書作成業務助成金決定通知書(第2号様式)により,前条に定める金額を助成する。また,不適当と認めたものについては,介護保険住宅改修が必要な理由書作成業務助成金却下通知書(第3号様式)によりその旨を通知する。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 496

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	所得税・地方税上の障害者控除対象者認定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市高齢者の所得税,地方税上の障害者控除対象者認定要綱 第5条
例 規 番 号	平成19年告示第113号
【基準】 第5条の規定による。 (障害者控除対象者認定書の交付) 第5条 市長は,対象者の障害状況が前条第1号から第4号までに該当する場合にあっては 障害者控除対象者認定書(第2号様式)を,同条第5号に該当する場合には障害者控除対象 者非該当通知書(第3号様式)を対象者に交付するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 497

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	指定指導者等の指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市母子保健法施行細則 第3条第1項
例 規 番 号	平成24年規則第31号
【基準】 第3条の規定による。 (指定指導者の指定手続き等) 第3条 市長は,指定指導者を指定する場合は,保健指導等を行うことについて,病院,診療所又は助産所の開設者の同意を得た医師,歯科医師,助産師,保健師その他の者の申請に基づいて指定する。この場合において,市長は,保健指導等の種別を区分して指定するものとする。 2 医師,歯科医師,助産師,保健師その他の者が前項に規定する申請をする場合は,保健指導等指定指導者の指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。 3 市長は,指定指導者を指定したときは,指定指導者名簿に記載し,保健指導等指定指導者証(第2号様式)を交付するものとする。 4 指定指導者は,指定を辞退しようとするときは,保健指導等指定指導者の指定取消申請書(第3号様式)に保健指導等指定指導者証を添えて市長に提出しなければならない。 5 市長は,指定指導者が次の各号のいずれかに該当するときは,その指定を取り消すものとする。 (1) 医師,歯科医師,助産師,保健師その他の者としての業務を休止し,又は廃止したとき。 (2) 住所の変更等の理由により保健指導等の業務ができなくなったとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか,特別の理由があるとき。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 499

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	養育医療の給付の決定等
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市母子保健法施行細則 第10条第1項
例 規 番 号	平成24年規則第31号
【基準】 第10条の規定による。 (養育医療の給付の決定等) 第10条 市長は,前条に規定する養育医療の申請を受理したときは,速やかに内容を審査し,養育医療を給付するか否かを決定するものとする。 2 市長は,養育医療の給付を決定したときは,省令第9条第2項に規定する養育医療券(以下「養育医療券」という。)を申請者に交付するものとする。 3 市長は,養育医療のうち,移送の給付を承認したときは,移送承認書(第9号様式)を申請者に交付するものとする。 4 市長は,養育医療の給付申請を却下したときは,養育医療給付却下通知書(第10号様式)により,申請者に通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 500

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	養育医療の自己負担金の決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市母子保健法施行細則 第15条
例 規 番 号	平成24年規則第31号
【基準】 第15条の規定による。 （自己負担金の決定） 第15条 法第21条の4第1項の規定により市長が養育医療の給付を受けた本人又はその扶養義務者(以下「納入義務者」という。)から徴収する費用(以下「自己負担金」という。)の額は,別表第2に掲げる世帯の階層区分に応じ,それぞれ本人の属する世帯の前年分の所得税額等に応じた月額によって決定するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 501

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	養育医療の自己負担金の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市母子保健法施行細則 第17条第1項
例 規 番 号	平成24年規則第31号
【基準】 第17条の規定による。 (自己負担金の減免) 第17条 市長は,納入義務者が次の各号のいずれかに掲げる理由により自己負担金を納入することが困難であると認めるときは,当該自己負担金を減額し,又は免除することができる。 (1) 疾病にかかり,又は災害を受けたことにより,生計の維持が困難であると認められるとき。 (2) 死亡したとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか,特別の理由があると認められるとき。 2 前項の規定により自己負担金の減額又は免除を受けようとする者は,自己負担金減免申請書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 502

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	妊婦健康診査費用助成の決定及助成金の支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市妊産婦・乳幼児健康診査委託事業実施要綱 第13条
例 規 番 号	平成19年告示第78号
【基準】 第13条の規定による。 (助成の決定及び助成金の支給) 第13条 市長は,前条の規定による申請があったときは,その内容を審査して助成の可否を決定し,適当と認めた者には妊産婦健康診査費助成金支給決定通知書(第21号様式)又は新生児聴覚検査費助成金支給決定通知書(第21号様式の2)により,不適当と認めた者には妊産婦健康診査費助成金不支給決定通知書(第22号様式)又は新生児聴覚検査費助成金不支給決定通知書(第22号様式の2)により通知するものとする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 503

担当部署: 福祉健康課

処 分 の 概 要	特定不妊治療費助成金の交付の決定等
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市特定不妊治療費助成事業実施要綱 第6条第1項
例 規 番 号	平成25年告示第9号
【基準】 第6条の規定による。 (助成金の交付の決定等) 第6条 市長は,前条の申請書を受理した場合は,これを審査し,助成金の交付の要件を満たしていると認めたときは,助成金の交付の決定を行うものとし,助成金の交付の要件を満たしていないと認めたときは,助成金の交付の却下決定を行うものとする。 2 市長は,前項の決定又は却下決定を行ったときは,その旨を特定不妊治療費助成金交付決定通知書(第2号様式)又は特定不妊治療費助成金交付却下決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。 3 当該年度分の助成対象か否かについては,申請日を基準とする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 506

担当部署: 企画課

処 分 の 概 要	工場等の指定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市企業立地促進補助金交付要綱 第6条第2項
例 規 番 号	平成23年告示第161号
【基準】 第6条の規定による。 (工場等の指定) 第6条 前条に定める補助金の交付を受けようとする者は,あらかじめ補助を受けようとする工場等(以下「補助金交付対象工場」という。)の建設に着手後30日以内に企業立地促進補助金交付対象工場等指定申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。 2 市長は,前項の申請があったときは当該申請の内容を審査し,指定が適当であると認めるときは,補助金交付対象工場として指定を行うとともに,企業立地促進補助金交付対象工場等指定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 507

担当部署: 建設課

処 分 の 概 要	市道路線認定決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市市道路線認定基準要綱 第4条第1項
例 規 番 号	平成19年告示第92号
【基準】 第4条の規定による。 (市道路線認定の申請手続) 第4条 市道路線認定の申請をする場合は,市道路線認定申請書(別記様式)を市長に提出するものとする。 2 前項の規定に基づき市道路線認定の申請を行おうとする者は,申請前に当該申請に係る道路敷地に所有権以外の権利が設定されている場合は,当該権利を消滅させ,市に所有権移転登記できるものでなければならない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 508

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	DV被害者の南九州市公営住宅及び一般住宅への入居の決定
例 規 名 根 拠 条 項	D V 被害者の南九州市公営住宅及び一般住宅への入居に関する要綱 第6条 第1項
例 規 番 号	平成20年告示第146号
【基準】 第6条の規定による。 (入居の決定) 第6条 入居決定は,市長がDV被害者の希望等を勘案のうえ行う。 2 入居決定者が決定された公営住宅及び一般住宅への入居を正当な理由なく拒否した場合には,入居の決定を取り消すことができる。 3 この告示の規定による優先入居戸数は,公営住宅及び一般住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲内とする。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 511

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	排水設備指定工事店(指定・継続)決定		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市排水設備等指定工事店要綱 第7条第1項		
例 規 番 号	平成19年告示第90号		
【基準】 第7条の規定による。 (指定証書の交付等) 第7条 市長は,第4条の申請書の提出があったときは,速やかにその内容を審査し適当と認めたときは,排水設備指定工事店指定証書(第3号様式。以下「指定証書」という。)を当該申請者に交付するものとする。 2 指定業者は,指定証書を店舗内のみやすい箇所に,掲示しなければならない。 3 指定業者は,指定証書を亡失し,又は損傷したときは,速やかに排水設備指定工事店指定証書再交付申請書(第4号様式)により,再交付を受けなければならない。 4 指定業者は,次の各号のいずれかに該当することとなったときは,速やかに指定証書を市長に返却するとともに,標示板を撤去しなければならない。 (1) 指定の取消しを受けたとき。 (2) 指定の効力を停止されたとき。 (3) 指定が失効したとき。			
標 準 処 理 期 間	30日		
備 考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 512

担当部署: 水道課

処 分 の 概 要	排水設備指定工事店指定証書再交付決定		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市排水設備等指定工事店要綱 第7条第3項		
例 規 番 号	平成19年告示第90号		
【基準】 第7条の規定による。 （指定証書の交付等） 第7条 市長は,第4条の申請書の提出があったときは,速やかにその内容を審査し適当と認めたときは,排水設備指定工事店指定証書(第3号様式。以下「指定証書」という。)を当該申請者に交付するものとする。 2 指定業者は,指定証書を店舗内のみやすい箇所に,掲示しなければならない。 3 指定業者は,指定証書を亡失し,又は損傷したときは,速やかに排水設備指定工事店指定証書再交付申請書(第4号様式)により,再交付を受けなければならない。 4 指定業者は,次の各号のいずれかに該当することとなったときは,速やかに指定証書を市長に返却するとともに,標示板を撤去しなければならない。 (1) 指定の取消しを受けたとき。 (2) 指定の効力を停止されたとき。 (3) 指定が失効したとき。			
標 準 処 理 期 間	15日		
備 考			

設 定 年 月 日	令 和 4 年 2 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 513

担当部署: 福祉事務所

処 分 の 概 要	高等職業訓練促進給付金支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第5条第4項
例 規 番 号	平成19年告示第45号
【基準】 第5条の規定による。 (職業訓練費等支給の手続) 第5条 職業訓練費等の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は,市長に対して,高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。)を職業訓練給付金にあっては修業を開始した日以後に,修了支援給付金にあっては修了日から起算して30日以内(やむを得ない事由がある場合を除く。)に提出しなければならない。 2 職業訓練給付金を申請する場合の支給申請書に添付すべき書類は,次のとおりとする。ただし,公簿等によって当該書類の内容を確認することができる場合は,当該書類の添付を省略することができる。 (1) 当該支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し (2) 当該支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し(ただし,8月から10月までの間に申請する場合を除く。)又は当該支給対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあっては,前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者,老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあっては,当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) (3) 当該支給対象者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。以下同じ。)であるときは,当該支給対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合に,前々年の額とする。)を証明する書類等,当該事実を明らかにする書類	

(4) 前条第2項第1号に掲げる者にあつては、当該支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(当該支給対象者又は当該支給対象者と同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。))を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)

(5) 修業している養成機関の長の在籍証明書類

3 修了支援給付金を申請する場合の支給申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、公簿等によって当該書類の内容を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 当該支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

(2) 世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

(3) 当該支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。))又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。))の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))の状況を証明できるものに限る。)

(4) 当該支給対象者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該支給対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。))を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(5) 前条第4項第1号に掲げる者にあつては、当該支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。))の状況を証明できるものに限る。))また、当該支給対象者又は当該支給対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍

膳本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には,前々年の額とする。)を証明する書類等,当該事実を明らかにする書類 (6) 当該カリキュラムの修了証明書等の写し 4 市長は,支給申請書を受理したときは,当該支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し,速やかに支給の可否を決定し,高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。 5 前項の規定により,支給の決定の通知を受けた支給申請者は,高等職業訓練促進給付金等支給請求書(第4号様式)を,市長あて提出するものとする。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処 分 の 概 要	高等職業訓練修了支援給付金支給
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第5条第4項
例 規 番 号	平成19年告示第45号
【基準】 第5条の規定による。 (職業訓練費等支給の手続) 第5条 職業訓練費等の支給を受けようとする者(以下「支給申請者」という。)は,市長に 対して,高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式。以下「支給申請書」という。) を職業訓練給付金にあっては修業を開始した日以後に,修了支援給付金にあっては修了 日から起算して30日以内(やむを得ない事由がある場合を除く。)に提出しなければならない。 2 職業訓練給付金を申請する場合の支給申請書に添付すべき書類は,次のとおりとする。 ただし,公簿等によって当該書類の内容を確認することができる場合は,当該書類の添付 を省略することができる。 (1) 当該支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の 住民票の写し (2) 当該支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し(ただし,8月から10月までの間に 申請する場合を除く。)又は当該支給対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合 にあっては,前々年とする。)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得 税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者,老人扶養親族及び 特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明 書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあっては,当 該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除 対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の前年の所得 の額についての市町村長の証明書を含む。) (3) 当該支給対象者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施 行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当 する者をいう。以下同じ。)であるときは,当該支給対象者の子の戸籍謄本及び当該対 象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合に は,前々年の額とする。)を証明する書類等,当該事実を明らかにする書類	

(4) 前条第2項第1号に掲げる者にあつては、当該支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(当該支給対象者又は当該支給対象者と同一の世帯に属する者が寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。))を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類)

(5) 修業している養成機関の長の在籍証明書類

3 修了支援給付金を申請する場合の支給申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、公簿等によって当該書類の内容を確認することができる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 当該支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本(修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。)

(2) 世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

(3) 当該支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し(ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。))又は当該対象者の前年(1月から7月までの間に申請する場合にあつては、前々年とする。))の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(第2号様式))及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)(修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))及び修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。))の状況を証明できるものに限る。)

(4) 当該支給対象者が寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者であるときは、当該支給対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。))を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(5) 前条第4項第1号に掲げる者にあつては、当該支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。))の状況を証明できるものに限る。))また、当該支給対象者又は当該支給対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍

膳本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には,前々年の額とする。)を証明する書類等,当該事実を明らかにする書類 (6) 当該カリキュラムの修了証明書等の写し 4 市長は,支給申請書を受理したときは,当該支給申請者が支給要件に該当しているかを審査し,速やかに支給の可否を決定し,高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。 5 前項の規定により,支給の決定の通知を受けた支給申請者は,高等職業訓練促進給付金等支給請求書(第4号様式)を,市長あて提出するものとする。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	令和4年2月7日	最終変更年月日	年 月 日

処 分 の 概 要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例 規 番 号	令和5年条例第1号
【基準】 第18条及び第20条から第24条までの規定による。 (開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。 (保有個人情報の開示義務) 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。),独立行政法人等の役員及び職員,地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。))である場合において,当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは,当該情報のうち,当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって,次に掲げるもの。ただし,人の生命,健康,生活又は財産を保護するため,開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより,当該法人等又は当該個人の権利,競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて,開示しないとの条件で任意に提供されたものであって,法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質,当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関,独立行政法人等,地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議,検討又は協議に関する情報であって,開示することにより,率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ,不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関,独立行政法人等,地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって,開示することにより,次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において,犯罪の予防,鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査,検査,取締り,試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し,正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし,若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約,交渉又は争訟に係る事務に関し,国,独立行政法人等,地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し,その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し,公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等,地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業 に関し,その企業経営上の正当な利益を害するおそれ (部分開示) 第21条 議長は,開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において,不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは,開示請求者に対し,当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において,当該情報のうち,氏名,生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより,開示しても,開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは,当該部分を除いた部分は,同号の情報に含まれないものとみなして,前項の規定を適用する。 (裁量的開示) 第22条 議長は,開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても,個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは,開示請求者に対し,当該保有個人情報を開示することができる。 (保有個人情報の存否に関する情報) 第23条 開示請求に対し,当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで,不開示情報を開示することとなるときは,議長は,当該保有個人情報の存否を明らかにしないで,当該開示請求を拒否することができる。 (開示請求に対する措置) 第24条 議長は,開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは,その旨の決定をし,開示請求者に対し,その旨,開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし,第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については,この限りでない。 2 議長は,開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき,及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は,開示をしない旨の決定をし,開示請求者に対し,その旨を書面により通知しなければならない。	
標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(第25条第1項)
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	訂正請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条
例 規 番 号	令和5年条例第1号
【基準】 第31条,第33条及び第34条の規定による。 (訂正請求権) 第31条 何人も,自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは,この条例の定めるところにより,議長に対し,当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし,当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは,この限りでない。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって,第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの 2 代理人は,本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。 3 訂正請求は,保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務) 第33条 議長は,訂正請求があった場合において,当該訂正請求に理由があると認めるときは,当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で,当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置) 第34条 議長は,訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは,その旨の決定をし,訂正請求者に対し,その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は,訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは,その旨の決定をし,訂正請求者に対し,その旨を書面により通知しなければならない。	
標準処理期間	訂正請求があった日から15日以内(第35条第1項)

備 考			
設 定 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	利用停止請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市議会の個人情報の保護に関する条例 第41条
例 規 番 号	令和5年条例第1号
【基準】 第38条,第40条及び第41条の規定による。 (利用停止請求権) 第38条 何人も,自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは,この条例の定めるところにより,議長に対し,当該各号に定める措置を請求することができる。ただし,当該保有個人情報の利用の停止,消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは,この限りでない。 (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき,第6条の規定に違反して取り扱われているとき,第7条の規定に違反して取得されたものであるとき,又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 2 代理人は,本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 利用停止請求は,保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務) 第40条 議長は,利用停止請求があった場合において,当該利用停止請求に理由があると認めるときは,議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で,当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし,当該保有個人情報の利用停止をすることにより,当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上,当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは,この限りでない。 (利用停止請求に対する措置) 第41条 議長は,利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは,その旨の決定をし,利用停止請求者に対し,その旨を書面により通知しなければならない。	

2 議長は,利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは,その旨の決定をし,利用停止請求者に対し,その旨を書面により通知しなければならない。			

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域子育て交流館条例施行規則 第3条第1項(第13条において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	令和4年規則第29号
【基準】 第3条及び南九州市地域子育て交流館条例第6条並びに南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可) 第3条 市長は,前条の規定により申請書を受理し,かつ,条例又はこの規則に基づき適当と認めたときは,地域子育て交流館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付する。 2 前項の使用許可は,申請の順序による。ただし,市長が特に必要があると認めるときは,この限りでない。 3 許可書は,交流館を使用する際は,常に携帯しなければならない。 (使用の制限等) 第6条 市長は,次の各号のいずれかに該当するときは,交流館の使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し,又は他人に迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。 (2) 施設等を毀損し,又は汚損するおそれがあると認めるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか,交流館の管理上支障があると認めるとき。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 523

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域子育て交流館条例 第9条
例 規 番 号	令和4年条例第23号
【基準】 第9条及び南九州市地域子育て交流館条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第9条 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第7条 条例第9条の規定により使用料を減免することができる場合及びその減免額は、次に定めるところによる。 (1) 全額を免除する場合 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催して使用するとき。 イ 市内の公共的団体が使用するとき。 ウ 公益上特に必要と認めるとき。 (2) 5割減額の場合 ア 市又は市の機関が後援して使用するとき。 イ その他市長が特に減額することが適当と認めたとき。 2 前項各号の使用料の減免を受けようとする者は、地域子育て交流館使用料減免申請書(第5号様式)を市長に提出するものとする。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 524

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域子育て交流館条例 第10条ただし書
例 規 番 号	令和4年条例第23号
【基準】 第10条及び南九州市地域子育て交流館条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の返還) 第10条 原則として,既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用開始前に,許可の取消し又は許可条件の変更を申し出て,市長がこれを認めたとき。 (使用料の返還) 第8条 条例第10条ただし書の規定により,既納の使用料を返還する場合の基準は,次のとおりとする。 (1) 条例第10条第1号に該当するとき 使用料の全額 (2) 条例第10条第2号に該当するとき ア 使用開始の日の5日前まで 使用料の全額 イ 使用開始の日の2日前まで 使用料の8割 2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は,地域子育て交流館使用料返還申請書(第6号様式。以下「返還申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし,返還申請書の提出は,使用日から30日を経過して行うことはできない。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 525

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	特別の設備等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域子育て交流館条例 第12条(第17条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	令和4年条例第23号		
【基準】 第12条の規定による。 (特別の設備等) 第12条 使用者は,施設等の使用に当たって,特別の設備を付加し,又は交流館の備品以外の器具を搬入し,使用しようとするときは,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 527

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	使用許可の変更の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市地域子育て交流館条例施行規則 第4条(第13条において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	令和4年規則第29号
【基準】 第4条の規定による。 (使用許可の変更等) 第4条 使用者は,使用許可事項の変更の許可を受けようとするときは,地域子育て交流館使用許可変更申請書(第3号様式。以下「変更申請書」という。)に許可書を添え,使用の日の前日までに市長に提出しなければならない。 2 前項の変更申請書を受理したときは,許可書に当該事項を記載してこれを交付する。ただし,使用許可取消しの場合は,これを交付しない。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

処 分 の 概 要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市シェアサイクル等の設置に関する条例 第5条(第12条第2項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	令和4年条例第14号
【基準】 第4条から第6条まで及び南九州市暴力団排除条例第7条の規定による。 (対象者) 第4条 シェアサイクル等を使用しようとする者は,シェアサイクル等の使用について安全上支障のない者でなければならない。 (使用の許可) 第5条 シェアサイクル等を使用しようとする者は,あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (使用の不許可等) 第6条 市長は,次の各号のいずれかに該当する場合は,シェアサイクル等の使用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 酒気を帯びていると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他シェアサイクル等の管理上支障が認められるとき。 2 市長は,前条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは許可の条件を変更し,又は許可を取り消し,若しくは使用の中止を命ずることができる。 (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 使用者が許可の目的又は許可の条件に違反したとき。 3 前項の規定に基づく処分によって使用者に損害が生じても,市は賠償の責めを負わない。 (市が設置した公の施設の使用の不承認等) 第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。)は,市が設置した公の施設が暴力団を利用するおそれがあると認めるときは,当該公の施設の使用の承認について	

定める他の条例の規定にかかわらず,当該条例の規定に基づく使用の承認をせず,又は当該使用の承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 531

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市シェアサイクル等の設置に関する条例 第8条ただし書
例 規 番 号	令和4年条例第14号
【基準】 第8条の規定による。 （使用料の返還） 第8条 既納の使用料は,返還しない。ただし,次の各号のいずれかに該当する場合は,その全部又は一部を返還することができる。 (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。 (2) 使用開始前に,許可の取消し又は許可条件の変更を申し出て,市長がこれを認めたとき。 (3) 市長が特別の理由があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	3日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 534

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	使用料の免除
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべ条例 第5条第2項
例 規 番 号	令和5年条例第16号
【基準】 第5条の規定による。 (使用料) 第5条 使用料は,別表のとおりとし,入園する際に納入しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認める場合は,この限りでない。 2 市長は特別の理由があると認めるときは,使用料を免除することができる。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 535

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	使用料の返還承認
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市アドベンチャーパーク森のかわなべ条例 第6条ただし書
例 規 番 号	令和5年条例第16号
【基準】 第6条の規定による。 （使用料の返還） 第6条 既納の使用料は,返還しない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,この限りでない。	
標準処理期間	3日
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 536

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	景観づくり団体の認定
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市景観条例 第21条
例 規 番 号	令和4年条例第7号
【基準】 第21条及び南九州市景観条例施行規則第18条の規定による。 （景観づくり団体） 第21条 法第11条第2項の条例で定める団体(以下「景観づくり団体」という。)は、一定の区域における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、規則で定める要件を満たすものとして市長が認めたものとする。 2 前項に規定する景観づくり団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 （景観づくり団体の申請） 第18条 条例第21条第2項の規定による申請は、景観づくり団体認定申請書(第22号様式)により行うものとする。 2 条例第21条第1項に定める要件は、次の各号のとおりとする。 (1) 景観形成を図るための活動を現に行っていること、又は行おうとしていること。 (2) 営利を目的としていないこと。 (3) 代表者を定めていること。 (4) 活動区域が明確であること。 (5) 構成員の2分の1以上の者が活動区域内に住所を有していること。 (6) 活動目的を明示した規約等を有していること。 3 前項の申請を受けて、景観づくり団体に認定する又は認定しないこととなったときは、景観づくり団体認定(不認定)通知書(第23号様式)により通知するものとする。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 537

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	資料の寄贈又は寄託の承諾
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例施行規則 第12条第1項
例 規 番 号	令和5年規則第13号
【基準】 第12条の規定による。 (寄贈又は寄託) 第12条 市長は,条例第6条第1号に規定する博物館資料でミュージアムにおいて収集し,保管し,又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。 2 前項の規定により,博物館資料の寄贈をしようとする者は,資料寄贈申出書(第5号様式)を市長に提出するものとする。 3 第1項の規定により,博物館資料の寄託をしようとする者は,資料寄託申請書(第6号様式)を市長に提出するものとする。 4 市長は,第2項の規定により寄贈の申し出に係る博物館資料の受領を決定したときは,寄贈資料受領証(第7号様式)を交付する。 5 市長は,第3項の規定により寄託の申し出に係る博物館資料の受託を決定したときは,寄託資料預り証(第8号様式。以下「預り証」という。)を交付する。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 538

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	収蔵資料の貸出しの許可
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例施行規則 第16条第1項
例 規 番 号	令和5年規則第13号
【基準】 第16条の規定による。 (収蔵資料の貸出し) 第16条 収蔵資料の館外貸出しは,行わない。ただし,学術上の調査,研究又は教育の普及のため使用されるものであり,かつ,ミュージアムの管理運営に支障がないと認めたとき及び収蔵資料の取扱い上の安全性が確認されるものであるときは,次の各号の定めるところにより,館外へ貸し出すことができる。 (1) 収蔵資料の貸出しを受けようとする者は,収蔵資料貸出許可申請書(第9号様式)を市長に提出し,その許可を受けなければならない。 (2) 寄託資料の貸出しを受けようとする者は,市長と協議の上,寄託者の承諾を得なければならない。 (3) 市長は,収蔵資料の貸出しを許可したときは,当該許可の申請をした者に,収蔵資料貸出許可書(第10号様式)を交付する。 2 貸出しを受けた収蔵資料(以下「貸出資料」という。)の搬出,保管及び返納に要する費用は,全て貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)の負担とする。	
標準処理期間	5日
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 539

担当部署: 文化財課

処 分 の 概 要	収蔵資料の特別利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	ミュージアム知覧条例施行規則 第20条		
例 規 番 号	令和5年規則第13号		
【基準】 第20条の規定による。 (収蔵資料の特別利用) 第20条 収蔵資料について,学術研究等のため,撮影,模写,模造等(以下「特別利用」という。)をしようとする者(以下「特別利用者」という。)は,収蔵資料特別利用許可申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において当該申請に係る収蔵資料が寄託資料であるときは,第16条第1項第2号の規定を準用する。 2 市長は,前項の申請書を受理し,特別利用を許可したときは,収蔵資料特別利用許可書(第12号様式)を交付する。			
標準処理期間	5日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 540

担当部署: こども未来課

処 分 の 概 要	受給資格者証の更新
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第7条
例 規 番 号	平成19年規則第81号
【基準】 第7条の規定による。 (受給資格者証の更新) 第7条 条例第6条に規定する受給資格者証の有効期間は,10月1日から翌年の9月30日までの1年間とする。 2 前項の有効期間が経過した後は,1年ごとに有効期間を更新するものとする。 3 有効期間の途中で受給資格者証の交付を受けた者の有効期間は,第1項に規定する期間の残存期間とする。 4 受給資格者証の更新を申請するときの手続については,第4条及び第5条の規定を準用する。ただし,受給資格に異動のない者については,更新の手続を省略することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令 和 6 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 541

担当部署: 長寿介護課

処 分 の 概 要	基準該当居宅サービス事業者等の登録
例 規 名 根 拠 条 項	南九州市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第3条第1項
例 規 番 号	令和5年規則第18号
【基準】 第3条の規定による。 (基準該当居宅サービス事業者等の登録) 第3条 基準該当居宅サービス等を行うもの又は行おうとするものは、この規則で定めるところにより、基準該当居宅サービス事業者又は基準該当介護予防サービス事業者(以下「基準該当居宅サービス事業者等」という。)として登録を受けることができる。 2 市長は、前項の登録を受けるための申請の内容が、法第41条第4項各号又は法第53条第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準及び鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年鹿児島県条例第27号。以下「居宅サービス基準県条例」という。)又は鹿児島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年鹿児島県条例第28号。以下「介護予防サービス基準県条例」という。)に規定する基準該当居宅サービス等に関する基準を満たし、それらの基準に従って事業を継続的に運営することができると認める場合に、当該基準該当居宅サービス等を行う事業所ごとに前項の登録を行うものとする。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の登録をしないものとする。 (1) 基準該当居宅サービス事業者等の登録を受けようとする事業者(以下「サービス事業申請者」という。)が、居宅サービス基準県条例に規定する指定居宅サービスに関する基準又は介護予防サービス基準県条例に規定する指定介護予防サービスに関する基準を満たし、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を受けることができると認めるとき。 (2) サービス事業申請者が、法第70条第2項第1号若しくは第4号から第11号まで、又は法第115条の2第2項第1号若しくは第4号から第11号までの規定に該当するとき。	
標準処理期間	30日

備 考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	甲種漁港施設の使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県漁港管理条例 第4条の2		
例 規 番 号	昭和32年 鹿児島県条例第53号		
【基準】 第4条の2の規定による。 (使用の許可等) 第4条の2 甲種漁港施設のうち別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は,知事の許可を受けなければならない。 2 知事は,前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。 3 第1項の規定による使用の期間は,1年を超えることができない。ただし,知事が特別の必要があると認めるときは,この限りでない。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1003

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	甲種漁港施設の使用料の前納の免除の承認
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県漁港管理条例 第5条第3項ただし書
例 規 番 号	昭和32年 鹿児島県条例第53号
【基準】 第5条の規定による。 (使用料等) 第5条 第3条の規定による届出をした者及び前条第1項の規定による使用の許可を受けた者から使用料を,第4条第1項の規定による占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。 2 使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)の種類,区分及び額は,別表第1又は別表第2のとおりとする。 3 使用料等は,現金で前納しなければならない。ただし,知事の承認を受けたときは,この限りでない。 4 知事は,特別の理由があると認めるときは,使用料等の全部又は一部を免除することができる。 5 既納の使用料等は,返還しない。ただし,甲種漁港施設を利用し,使用し,又は占用する者の責めに帰することのできない事由があると知事が認めたときは,この限りでない。	
標 準 処 理 期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	停けい泊の禁止の特例の許可
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県漁港管理条例 第6条第2項ただし書
例 規 番 号	昭和32年 鹿児島県条例第53号
【基準】 第6条の規定による。 (停けい泊禁止区域) 第6条 知事は、漁港の区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停けい泊禁止区域として指定することができる。 2 停けい泊禁止区域においては、船舟又はいかだを停泊、停留又はけい留(以下「停けい泊」という。)してはならない。ただし、知事の許可を受けたときは、この限りでない。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	危険物等の荷役の許可
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県漁港管理条例 第7条第2項
例 規 番 号	昭和32年 鹿児島県条例第53号
【基準】 第7条の規定による。 (危険物等についての制限) 第7条 爆発物その他の危険物(当該船舟の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められる物を積載した船舟は,知事の指示した場所でなければ停けい泊してはならない。 2 前項に掲げる物の荷役をしようとする者は,知事の許可を受けなければならない。 3 危険物等の種類は,規則で定める。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1006

担当部署: 商工観光課

処 分 の 概 要	船舟の指定区域外への移動の特例の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県漁港管理条例 第10条第3項ただし書		
例 規 番 号	昭和32年 鹿児島県条例第53号		
【基準】 第10条の規定による。 (陸揚輸送等の区域における利用の調整) 第10条 知事は、漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。 2 知事は、前項の規定による区域内の漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所又は時間その他の事項について必要な指示をすることができる。 3 船舟は、前項の漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終つたときは、すみやかに第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと知事が認めて許可した場合は、この限りでない。 4 第1項の規定による指定区域内の漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終つたときは、直ちにその陸揚又は船積を行つた場所を清掃しなければならない。			
標 準 処 理 期 間	30日		
備 考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	制限地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県屋外広告物条例 第5条
例 規 番 号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
【基準】 第5条の規定による。 (制限地域等) 第5条 次に掲げる地域又は場所において,広告物を表示し,又は掲出物件を設置しようとする者は,規則で定めるところにより,知事の許可を受けなければならない。 (1) 第3条第1号かつこ書の区域 (2) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域,第二種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域及び工業専用地域 (2)の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域 (2)の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(第3条第1号の3に該当するものを除く。) (3) 道路及び鉄道等(第3条第12号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区間 (4) 道路及び鉄道等に接続する地域(第2号及び第3条第13号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区域 (5) 河川,湖沼,溪谷,海浜,高原,山岳及びこれらの付近の地域(第3条第14号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区域 (6) 港湾,漁港,空港,駅前広場及びこれらの付近の地域(第3条第15号に該当するものを除く。)で,知事が指定する区域 2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか,市の区域及び知事が定める町村の区域において,広告物を表示し,又は掲出物件を設置しようとする者は,規則で定めるところにより,知事の許可を受けなければならない。	
標準処理期 間	30日
備 考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

処 分 の 概 要	禁止地域等における広告物の表示又は掲出物件の設置の許可
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県屋外広告物条例 第6条第4項
例 規 番 号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
【基準】 第6条の規定による。 (適用除外) 第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については,第3条から第5条までの規定は適用しない。ただし,第2号に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては,規則で定めるところにより,あらかじめ,知事に届け出たものに限る。 (1) 法令の規定により表示し,又は設置する広告物又は掲出物件 (2) 国及び地方公共団体が公共的目的をもつて表示し,又は設置する広告物又は掲出物件 (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動のために使用するポスター,立札等又はこれらの掲出物件 (4) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示し,又は設置する広告物又は掲出物件で,規則で定める基準に適合するもの 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については,第3条及び第5条の規定は,適用しない。 (1) 自己の氏名,名称,店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため,自己の住所又は事業所,営業所若しくは作業場に表示し,又は設置する広告物又は掲出物件(第4項において「自家用広告物等」という。)で,規則で定める基準に適合するもの (2) 前号に掲げるもののほか,自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し,又は設置する広告物又は掲出物件で,規則で定める基準に適合するもの (3) 工事現場の板塀その他これに類する板囲い又は店舗,倉庫若しくは車庫のシャッターその他これに類するものに表示する広告物で,規則で定める基準に適合するもの (4) 冠婚葬祭,祭礼等のため,一時的に表示し,又は設置する広告物又は掲出物件 (5) 講演会,展覧会,音楽会等のため,その会場の敷地内に表示し,又は設置する広告物又は掲出物件 (6) 人,動物,車両(自動車を除く。),船舶等に表示する広告物 (7) 自動車に表示する広告物で,規則で定める基準に適合するもの	

(8) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車で,当該登録に係る使用の本拠の位置が他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この号及び第19条の11において「指定都市」という。))の区域及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この号及び第19条の11において「中核市」という。))の区域を除く。),指定都市の区域又は中核市の区域にあるものに,当該他の都道府県,指定都市又は中核市の法に基づく条例の規定に従って表示する 広告物 (9) 地方公共団体が公共の用に供するために設置する掲出物件又は知事が指定する団体が規則で定めるところにより設置する掲出物件に,規則で定めるところにより表示する 広告物 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については,第4条第1項の規定は適用しない。 (1) 第4条第1項第2号,第8号,第9号又は第10号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名,名称,店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示し,又は設置する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの (2) 前号に掲げるもののほか,第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示し,又は設置する広告物又は掲出物件で,規則で定める基準に適合するもの 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については,規則で定めるところにより,知事の許可を受けて表示し,又は設置する場合に限り,第3条の規定は適用しない。 (1) 自家用広告物等(第2項第1号に掲げるものを除く。) (2) 道標,案内板その他公共的目的をもつた広告物若しくは掲出物件又は公衆の利便に供することを目的とする広告物若しくは掲出物件			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日		令和4年4月26日	最終変更年月日
		年	月 日

ID: 1011

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	許可の期間の更新
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県屋外広告物条例 第8条第3項
例 規 番 号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
【基準】 第8条の規定による。 （許可の期間及び条件） 第8条 知事は、第5条又は第6条第4項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。 2 前項の許可の期間は、広告物又は掲出物件の種類に応じ、3年を超えない範囲内で、規則で定める。 3 知事は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては前2項の規定を準用する。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1012

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	変更等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県屋外広告物条例 第9条
例 規 番 号	昭和39年 鹿児島県条例第83号
【基準】 第9条の規定による。 (変更等の許可) 第9条 第5条又は第6条第4項の規定による許可を受けた者は,当該許可に係る広告物を変更し,又は掲出物件を改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は,規則で定めるところにより,知事の許可を受けなければならない。 2 知事は,前項の規定による許可をする場合においては,良好な景観を形成し,若しくは風致を維持し,又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。	
標準処理期間	15日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 1016

担当部署: 市民生活課

処 分 の 概 要	ウミガメの捕獲等の許可
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県ウミガメ保護条例 第5条
例 規 番 号	昭和63年 鹿児島県条例第6号
【基準】 第5条の規定による。 (ウミガメの捕獲等の禁止) 第5条 何人も、県内の海岸に上陸しているウミガメの捕獲(殺傷する行為を含む。以下同じ。)をし、又は県内の海岸に産卵されたウミガメの卵の採取(き損する行為を含む。以下同じ。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合 (2) 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、規則で定めるものを行うためにする場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事がウミガメの保護に支障がないと認めて許可した場合 2 前項第3号の許可には、ウミガメの保護のために必要な限度において、条件を付することができる。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1018

担当部署: 都市政策課

処 分 の 概 要	適合証の交付(特定公共的施設に係るものを除く。)		
例 規 名 根 拠 条 項	鹿児島県福祉のまちづくり条例 第19条第2項		
例 規 番 号	平成11年 鹿児島県条例第11号		
【基準】 法第19条及び第16条の規定による。 (適合証の交付) 第19条 公共的施設を所有し,又は管理する者は,知事に対し,規則で定めるところにより,当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票(次項において「適合証」という。)の交付を請求することができる。 2 知事は,前項の規定による請求があった場合において,当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは,当該請求をした者に対し,適合証を交付するものとする。 (整備基準) 第16条 知事は,公共的施設における出入口,廊下,階段,昇降機,便所その他の規則で定める部分の構造及び設備の整備に関し,高齢者,障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

